

令和7年度 滋賀地方最低賃金審議会
滋賀県最低賃金専門部会(第1回)資料目次

令和7年8月5日

資料No.	1	滋賀県最低賃金専門部会委員名簿	……	P 1
資料No.	2	滋賀県最低賃金専門部会運営規程	……	P 3
資料No.	3	滋賀県最低賃金の改正決定に係る意見書	……	P 5
資料No.	4	中央最低賃金審議会 令和7年度地域別最低賃金額改定の目 安について(答申)	……	P 15
資料No.	5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	……	P 85
資料No.	6	令和7年賃金改定状況調査結果 第4表	……	P 89
資料No.	7	滋賀県景況調査結果報告書 令和7年度第1四半期	……	P 93
資料No.	8	消費者物価指数(大津市) (2025年(令和7年)6月分)	……	P 141
資料No.	9	滋賀県鉱工業指数(令和7年(2025年)5月速報)	……	P 153
資料No.	10	滋賀県内経済情勢報告(令和7年7月判断)	……	P 167
資料No.	11	賃金動向 毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較	……	P 171
資料No.	12	最低賃金額と生活保護費の比較	……	P 173
資料No.	13	滋賀県最低賃金改正状況一覧	……	P 175

別冊資料 1 令和7年度 中央最低賃金審議会配付資料

別冊資料 2 令和7年 最低賃金に関する基礎調査結果 滋賀労働局

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
 滋 賀 県 最 低 賃 金 専 門 部 会
 委 員 名 簿

(50音順)

区 分	氏 名	現 職	備 考
公 益 代 表	かたやま さとし 片山 聡	オアシス法律事務所 弁護士	
	きのした やすよ 木下 康代	すみれ法律事務所 弁護士	
	まつだ ゆか 松田 有加	滋賀大学経済学部 教授	
労 働 者 代 表	あいざわ みちよ 相澤 三千代	連合滋賀 副事務局長 ダイキン工業労働組合滋賀支部 副執行委員長	
	えなみ のりあき 榎並 典朗	連合滋賀 副会長 JAM京滋 副執行委員長 ヤンマー労働組合滋賀支部 支部長	
	おおにし しょうぞう 大西 省三	連合滋賀 副会長 UAゼンセン滋賀県支部 支部長	
使 用 者 代 表	いけだ たけし 池田 健	一般社団法人滋賀経済産業協会 総務部長	
	かわぐち たけし 川口 剛史	株式会社市金工業社 代表取締役社長	
	みずの とおる 水野 透	株式会社渡辺工業 代表取締役会長	

滋賀地方最低賃金審議会
最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 滋賀地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれその担当する最低賃金の件名を冠する。

(構 成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、滋賀労働局長(以下「局長」という。)、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむ得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

2 委員は会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部または、全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

- 2 前項の異議申出期間中に異議申出がなされた場合は、異議申出にかかる審議会の決議により廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年8月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月5日から施行する。



滋 夕 第 1 1 5 号

令和 7 年 7 月 1 6 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 様

一般社団法人滋賀県タクシー協会

会長 田中 様

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者は、車両数 3 0 両以下が約 8 5 %、従業員数 3 0 0 人以下の企業が、約 9 9 %となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第 9 条第 2 項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますようお願いいたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。





2025 年 8 月 1 日

滋賀地方最低賃金審議会 御中

滋賀地方最低賃金審議会への意見

滋賀県労連・滋賀一般労組

書記長 金森祐紀

私たち滋賀県労連・一般労組は「8 時間働けば人間らしく暮らせる」社会・賃金の実現を求め、現在の貧困と格差が広がる社会を変えようとして取り組んでいます。以下の通り意見を述べます。

最低賃金の引き上げは経済の好循環に

現行の低い最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。労働条件の改善、労働者の生活の安定をはじめ最賃法が目的とするいずれにも寄与しきれていないのが実態です。

最賃近傍で働く労働者の状況について

急激な物価高騰のなか、最賃近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。

清掃関連の事業所で契約社員として働く私たちの組合の組合員（50 代、一人暮らし）は、正規職員と同じ時間数働き、無期転換されていますが、賃金は最賃近傍でこれまで賃上げはないかわずかでした。労働組合活動での要求が実り、2 年ぶりに賃上げが実現しました。今回約 10% の引き上げで最賃近傍は脱しましたが、物価高を大きく超える額ではなく、とりわけ医療費がかさむと生活が困難になると言い、家電製品など家財の更新時に頭を痛めると嘆きます。正規労働者の引き上げ幅はそうではありません。一時金でも差がついています。

この会社は団体交渉時にこれまでの非正規労働者の賃上げは最賃引き上げによってのみ進めてきた、とし、従業員の生活も考え制度を見直すとしています。非正規労働者の賃金水準は事業所の業績とは切り離され、ほぼ最賃の引き上げ幅だけと連動しているところも少なくありません。「それでいい」という価値観からの転換が求められています。

低すぎる水準は容認できない

あるべき最低賃金の水準は人間らしく暮すのに最低必要な水準をテーブルに乗せて審議するべきです。でなければ最低賃金法の目的である、「労働条件の改善」「労働者の生活の安定」「労働力の質的向上」「事業の公正な競争の確保」「国民経済の健全な発展」を実現するために経営者を法で規制する制度としての役割をまったく果たし得ないのではないのでしょうか。現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京（1163 円）と最低額の県（951 円）との差は縮んだとはいえ、依然 212 円もあり、地方から都市部へ人口流出し、地域経済が疲弊していく要因の 1 つです。滋賀は通勤圏の兵庫、大阪、京都、三重よりも低く、加重平均（1055 円）よりも 38 円低くなっています。私たちの全国の仲間の調査で、人間らしく生活するのに必要な賃金はいくらなのかを試算し続けていますが、その結果は、時給で 1700 円～1900 円台（月額で 25 万円～28 万円）で 2000 円に迫ることが明らかになっ

ています。加えて、東京や大阪などの大都市だけではなく、全国どこでも同様の水準の賃金がなければ人間らしい生活はできないと示しています。私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制であるべきだと考えます。

おわりに

昨年答申の 3 点の要望は重要であると考えます。審議会の意見に敬意を表するとともに、引き続きこれからも賃金引き上げに関する支援策の向上について声を上げていただくことをお願いします。

以上のことから、滋賀地方最低賃金審議会の皆さんが最低賃金近傍で働く労働者の姿を十分捉え、貧困と格差を解消する力となり、私たちの仲間の最低賃金試算調査が示す時間額 1,500 円以上へと早期の引き上げと、全国一律へと政府に意見審議されることを心から期待します。

以上意見とします。

最低生計費試算調査の結果

※物価高騰分を加味し再試算した結果。但しさいたま市は2回目の調査結果を掲載（1回目は2016年）。

2025年7月14日現在

調査年	調査地（市）	月額	時給
22年	水戸市	265,572	1,770
	神戸市	243,932	1,626
	青森市	249,534	1,664
	秋田市	253,580	1,691
	盛岡市	258,003	1,720
	山形市	252,566	1,684
	仙台市	260,006	1,733
	福島市	255,344	1,702
	高知市	249,699	1,665
23年	岐阜市	247,759	1,652
	京都市	263,121	1,754
24年	札幌市	262,307	1,749
	鹿児島市	268,696	1,791
	長崎市	252,099	1,681
	山口市	252,263	1,682
	福岡市	266,498	1,777
	さいたま市	274,690	1,831
25年	岡山市	273,249	1,822
	名古屋市	270,906	1,806
	大阪市	274,021	1,827
	長野市	282,296	1,882
	新潟市	275,562	1,837
	北区	285,034	1,900
	京都市	284,202	1,895
	静岡市	285,596	1,904

物価高騰とライフスタイル変化で1500円台はなし

1500円台 なし 1800円台 7市
 1600円台 8市 1900円台 2市・区
 1700円台 8市

マーケットバスケット方式で、「25歳などの若者が借家で独居するのに必要な生計費。月に数回の飲み会やサブスク代なども含めている。人間らしい生活を想定した額。ぎりぎりの生活ではなく、人間らしく生活するのに必要な生計を試算したもの。物価高騰の中で、以前の調査を再試算されている。※月の労働時間は150時間で除して時給を算出している。

監修：静岡県立大学短期大学部 中澤秀一

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年7月14日現在

都道府県	都市名	消費支出										非消費率	非消費額	最低生計費				最賃2024		調査結果発表時期	調査結果アップデート発表時期※	サランブール身数者		
		食費	住居費	水道光熱費	家事用品	被服	保健医療	交通通信	教育	娯楽・交際	その他			月額(税抜)	月額(税込)	年額(税込)	時間額(150h)	月額	月額(税抜)					
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	1,034	B	2015年12月	2025年7月	195
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	1,058	B	2019年4月	2025年7月	412
東京都	北区	203,757	61,112	60,417	7,940	3,163	7,777	1,080	9,734	0	29,506	23,028	60,977	21.39%	20,300	224,057	285,034	3,420,407	1,900	1,163	A	2019年9月	2025年6月	411
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	985	B	2015年12月	2025年6月	74
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	998	B	2020年7月	2025年2月	748
愛知県	名古屋	192,727	53,603	50,667	7,983	4,443	9,680	2,366	16,324	0	22,646	25,015	58,979	21.77%	19,200	211,927	270,906	3,250,874	1,806	1,077	A	2016年2月	2025年1月	217
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	1,114	A	2022年1月	2025年1月	634
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	982	B	2020年7月	2025年1月	265
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	1,078	A	2024年10月		163
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	992	B	2018年4月	2024年8月	267
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	979	B	2019年4月	2024年7月	167
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	953	C	2019年4月	2024年7月	141
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,066	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	953	C	2019年4月	2024年7月	158
北海道	札幌市	185,798	45,978	39,000	12,505	4,905	6,922	4,701	14,459	0	35,654	21,674	58,009	22.11%	18,500	204,298	262,307	3,147,684	1,749	1,010	B	2016年4月	2024年6月	201
岐阜県	岐阜市	176,737	44,872	38,000	7,874	3,058	7,748	1,501	34,993	0	20,390	18,301	53,422	21.56%	17,600	194,337	247,759	2,973,108	1,652	1,001	B	2023年1月		38
青森県	青森市	179,522	46,583	33,000	10,406	4,066	6,885	2,604	36,150	0	19,599	20,138	52,112	20.88%	17,900	197,422	249,534	2,994,408	1,664	953	C			
岩手県	盛岡市	186,717	47,242	37,000	11,614	3,932	7,144	2,636	36,057	0	19,988	20,105	52,686	20.42%	18,600	205,317	258,003	3,096,036	1,720	952	C			
宮城県	仙台市	183,708	47,226	35,000	11,068	4,150	7,709	2,682	36,103	0	19,512	20,257	57,998	22.31%	18,300	202,008	260,006	3,120,072	1,733	973	B	2016年3月	2022年11月	270
秋田県	秋田市	182,825	47,235	35,000	10,687	3,841	6,901	2,690	36,114	0	20,286	20,072	52,555	20.73%	18,200	201,025	253,580	3,042,960	1,691	951	C			
山形県	山形市	181,425	46,605	34,000	10,878	4,321	6,131	2,682	36,022	0	19,089	21,696	53,041	21.00%	18,100	199,525	252,566	3,030,792	1,684	955	C			
福島県	福島市	183,513	47,442	36,000	10,903	3,893	6,506	2,617	36,234	0	19,796	20,123	53,531	20.96%	18,300	201,813	255,344	3,064,128	1,702	955	B			
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	1,005	B	2020年7月	2022年10月	190
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	1,052	B	2022年6月		112
高知県	高知市	183,688	45,423	33,000	8,710	3,247	6,638	1,506	37,467	0	26,070	21,627	47,711	19.11%	18,300	201,988	249,699	2,996,388	1,665	952	C	2022年6月		94
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	954	C	2021年6月		109
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	952	C	2020年7月		84
佐賀県	佐賀市	178,127	39,025	34,500	8,150	3,561	5,635	1,184	41,856	0	25,964	18,252	46,045	19.03%	17,800	195,927	241,972	2,903,664	1,613	956	C	2019年12月		111
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	1,020	B	2016年1月		70

※アップデーターとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

2025年7月28日

滋賀地方最低賃金審議会 御中

滋賀県医療労働組合連合会
執行委員長 浜田美子

滋賀県最低賃金の速やかな引き上げを求める意見書

私たちは、滋賀県内の医療及び介護の労働組合で作る連合会の滋賀県医労連です。私たちは、日々の業務を通じて県民の生命と健康を支えることに誇りを持っています。しかし、現在の労働環境、とりわけ賃金水準に対して強い危機感を抱いており、ここに意見を表明いたします。

滋賀県のケア労働者の暮らしを守る事と県民の命や暮らしを守るために、滋賀県の最低賃金を可及的速やかに時給1,500円へ引き上げることを強く要請いたします。以下にその理由を詳述します。

1. 深刻化する医療・介護分野の人手不足

滋賀県でも高齢化が急速に進行しており、医療・介護サービスの需要は増大の一途をたどっています。一方で、現場を支える人材は慢性的に不足しており、その状況は極めて深刻です。県の調査によれば、2025年には約3,200人の介護職員が不足するとの報告があります。また、介護関係の有効求人倍率は全産業の平均を大幅に上回っており、多くの事業所が職員の不足を訴えています。

滋賀県の看護職員需給推計によると、2025年には709人から2,097人の看護職員が不足すると見込まれており、看護師不足により病棟を閉鎖する病院もあります。

このような人手不足は、残された職員一人ひとりへの過度な負担増を招き、労働環境の悪化と離職率の上昇という悪循環を生み出しています。結果として、提供されるべき医療・介護サービスの量と質に大きな影響を与える可能性があります。

2. 京都・大阪などの都市部への労働力流出と賃金格差

人手不足の大きな要因の一つに、より高い賃金を求めて京都府（最賃：1058円）や大阪府（同：1114円）などの大都市部へ労働力が流出している現状が挙げられます。隣接する大都市圏との賃金格差は、特に若年層の県外流出を加速させています。

滋賀県の最低賃金：時給1,017円では、日々の生活を支える上で十分な水準とは到底言えません。医療や介護の賃金は他産業より低く、最低賃金付近で働く労働者も少なくありません。多くの非正規労働者や若者にとって実質的な生活給の基準となっています。この水準が低いままでは、県内で働き、生活していくという選択肢、医療や介護の職が選択肢から外され、人材の多職種や県外流出に歯止めがかからなくなります。

3. 政府方針との整合性と早期実現の必要性

政府は、最低賃金の全国加重平均を2030年代半ばまでに1,500円にするという目標を掲げています。物価高を上回る賃上げを実現することが必要であることを認めているものです。

この政府目標は、私たちが求める「時給1,500円」と軌を一にするものです。しかし、人手不足が喫緊の課題である医療・介護現場の窮状を鑑みれば、「2030年代半ば」という悠長な目標達成を待つ余裕はありません。滋賀県の経済と社会基盤を維持するためにも、かつ速やかに実現することが不可欠です。



4.医療介護労働者の社会的役割に見合った賃金を

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2023年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は117,600円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,092円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

一方で報酬の影響で医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、全国では、一時金引き下げ回答も増えるなど、経営悪化のしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

このような状況が長引くことで、医療、介護現場で働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護師対象のアンケートでは、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続く、人手不足により職場環境が悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。このまま、この状態が続けば、医療職、介護職が選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、県民の要求に応える医療・看護・介護の提供は今後、困難といわなければなりません。

以上の理由から、滋賀県の最低賃金を早期に時給1,500円へ引き上げることは、医療・介護従事者の生活を守り、深刻な人手不足を解消するための極めて重要な施策であり、ひいては質の高い医療・介護サービスを維持し、全ての県民が安心して暮らせる社会を築くための礎となります。

滋賀地方最低賃金審議会におかれましては、現場の切実な声に真摯に耳を傾け、私たちの生活と滋賀県の未来を守るための英断を下していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

2025 年 8 月 1 日

滋賀地方最低賃金審議会委員 各位

コープしが労働組合
執行委員長 山田 博也

最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最賃制度の実現を求める意見書

1. コープしが労組の概要について

コープしが労働組合は、生活協同組合コープしかと生協関連職場で働くなかまを組織しており、その 6 割を超えるなかまが非正規雇用労働者となっています。運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と同一労働同一賃金、均等待遇の実現、どこでもだれでも 8 時間働いたら「ふつう」に暮らせる社会をめざし、全国一律最低賃金制と最低賃 1,500 円以上実現を求めています。

2. 最低賃金改正にあたって

昨年の滋賀地方最低賃金審議会での議論の結果、50 円の引き上げが行われました。そのため、最低賃金の近くで働く労働者を中心に賃金が改善されつつあり、仲間からは歓迎する声があがっています。しかし、物価を考慮した実質賃金はマイナスのままで、生活の改善にはつながっていません。それに改定後の最低賃金の最高額は、東京の 1,163 円と滋賀県の 1,017 円との差 146 円もの開きがあるだけでなく、全国加重平均からも 38 円低くなっています。全労連が取り組む「最低生計費試算調査結果」によると、全国どこでも物価高騰が続くなか、直近の京都や東京の再試算結果では時給で 1,900 円必要との試算結果が公表されました。私たち全労連が求めている全国一律 1,500 円を大きく超える状況となっています。その点からも最低賃金を早急に 1,500 円にすることが求められていますし、地域間の格差をなくすことも求められています。「全国どこでも同じ」水準は、地域別最低賃金制度・目安制度の抜本的な改善に関わるものであり、目安制度そのものの廃止を求めるものです。

生計費原則に基づき、賃金が増えれば、一部は消費に回り企業収益にもつながり、地域経済の好循環にもつながります。また、最低賃金の引き上げに際しては、充実した中小企業支援策の強化が求められます。

3. 物価の高騰から生活を守るうえでも大幅な引き上げを

この異常な物価高騰のもとで、暮らしに必要なものの値段が継続的に上がっています。帝国データバンクによれば、飲食料品の値上げの勢いは、前年に比べて大幅に強まり、人々の節約志向は高まる一方です。しかし、それにも限界があり大多数の人が悲鳴をあげています。審議会での審議では、家計を圧迫している物価高騰から暮らしを守ることを最重点課題と位置づけて、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正を視野に議論いただくよう求めるものです。

以 上



令和7年8月4日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤田 博之



令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含め

た価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

- 7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。
- 8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。
- 9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。
- 11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。
- 12 さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和7年8月4日

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウェイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均 3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウェイトとは、基準年(令和2年)

における家計の消費支出金額全体に対する割合（1 万分比）を指す）。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウエイト 1, 215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5%と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト 2, 626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト 5, 121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回

未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウェイト 1,136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.25%（昨年 5.10%）で、平成 3 年（5.66%）以来 33 年ぶりの 5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも 4.65%（昨年 4.45%）で 2 年連続で 4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 5.81%（昨年 5.74%、一昨年 5.01%）となり、3 年連続で 5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.38%（昨年 5.58%）でこちらも 2 年連続で 5%を超え、また中小企業でも 4.35%（昨年 4.01%）で 2 年連続で 4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.03%（昨年 3.62%）、20 人以下の企業で 3.54%（昨年 3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で 4.21%（昨年 3.43%）で、いずれも昨年から約 0.2～0.8 ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの 20 人以下では 3.30%（昨年 3.88%）で、2 年連続の 3%超えとなっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を

上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECDによる2024年の数値は46.8%であり、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024年時点（2024年度最低賃金全国加重平均額1,055円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の48.4%、平均値の40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は全体で4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金1,000万円未満の製造業で7.2%増加、非製造業で4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合で

ある労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度で1.4ポイント低下、令和5年度で2.4ポイント低下し、令和5年度は65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金1,000万円以上で62.8%、資本金1,000万円未満で80.0%となっているが、資本金1,000万円未満においても足下では令和4年度から4.6ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和6年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかった」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少（20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約6ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から3年連続で増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、449件（前年同期484件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少

している。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%

となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月平均が、4.2%から 6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5 %台と 33 年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても 5 %台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 2.5%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均 6.0%（63 円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1% となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円（5.6%）、B ランク 63 円（6.3%）、C ランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公

需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構

築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経

営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第 14 条第 2 項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第 9 条第 3 項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和 5 年全員協議会報告の 3 (1) に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

參考資料

別添

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9	3.2

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2	5.4
1 か月に1 回程度購入	1,136	2.5	5.7	9.6	10.4	7.3	6.4	7.0	6.1	5.7	6.7	1.1
基礎的支出項目	5,121	3.0	4.1	5.4	6.3	5.7	5.5	5.5	5.2	4.6	5.0	2.9
食料	2,626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4	5.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注3 支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

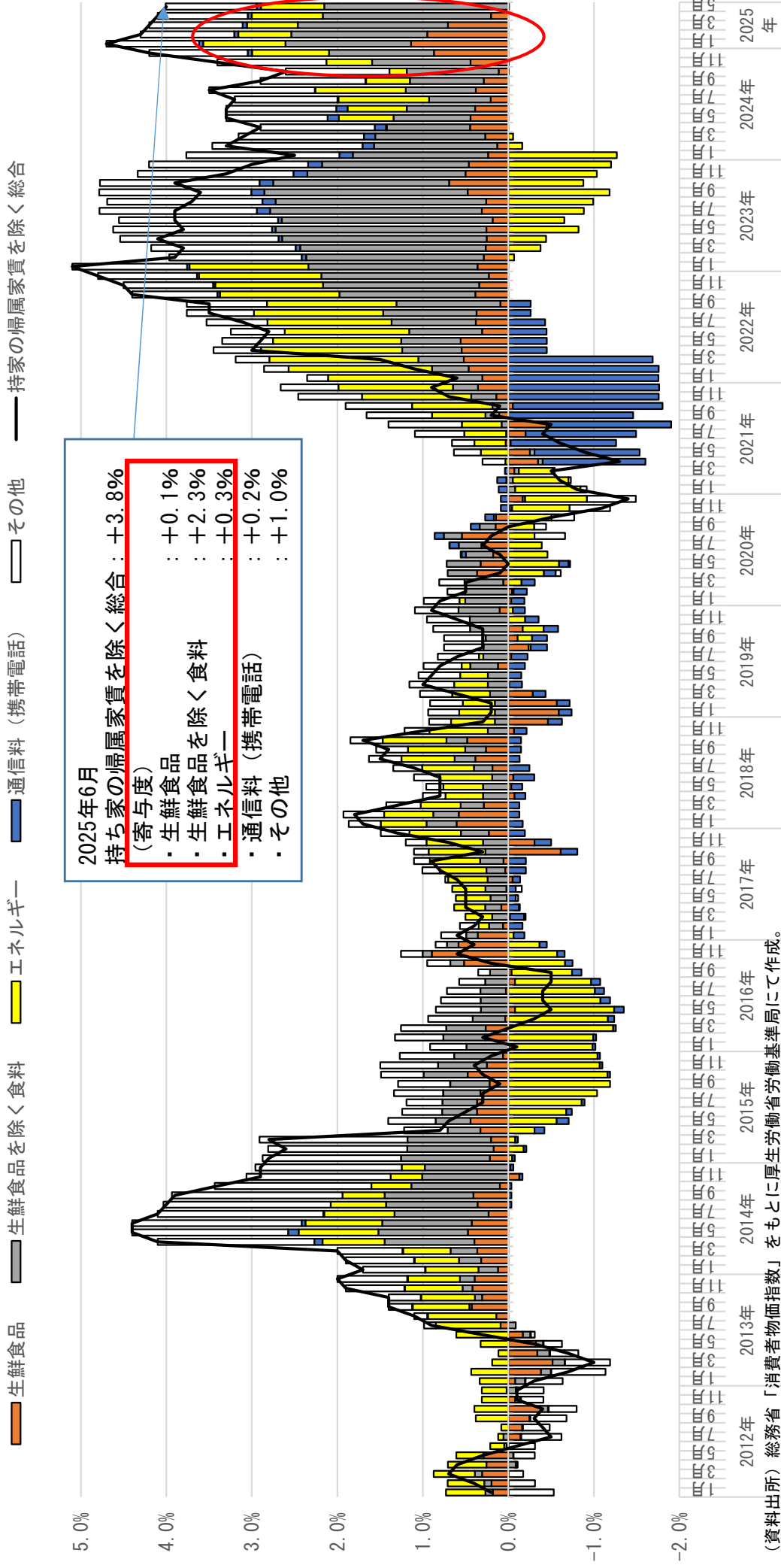
「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の主な項目別寄与度の推移

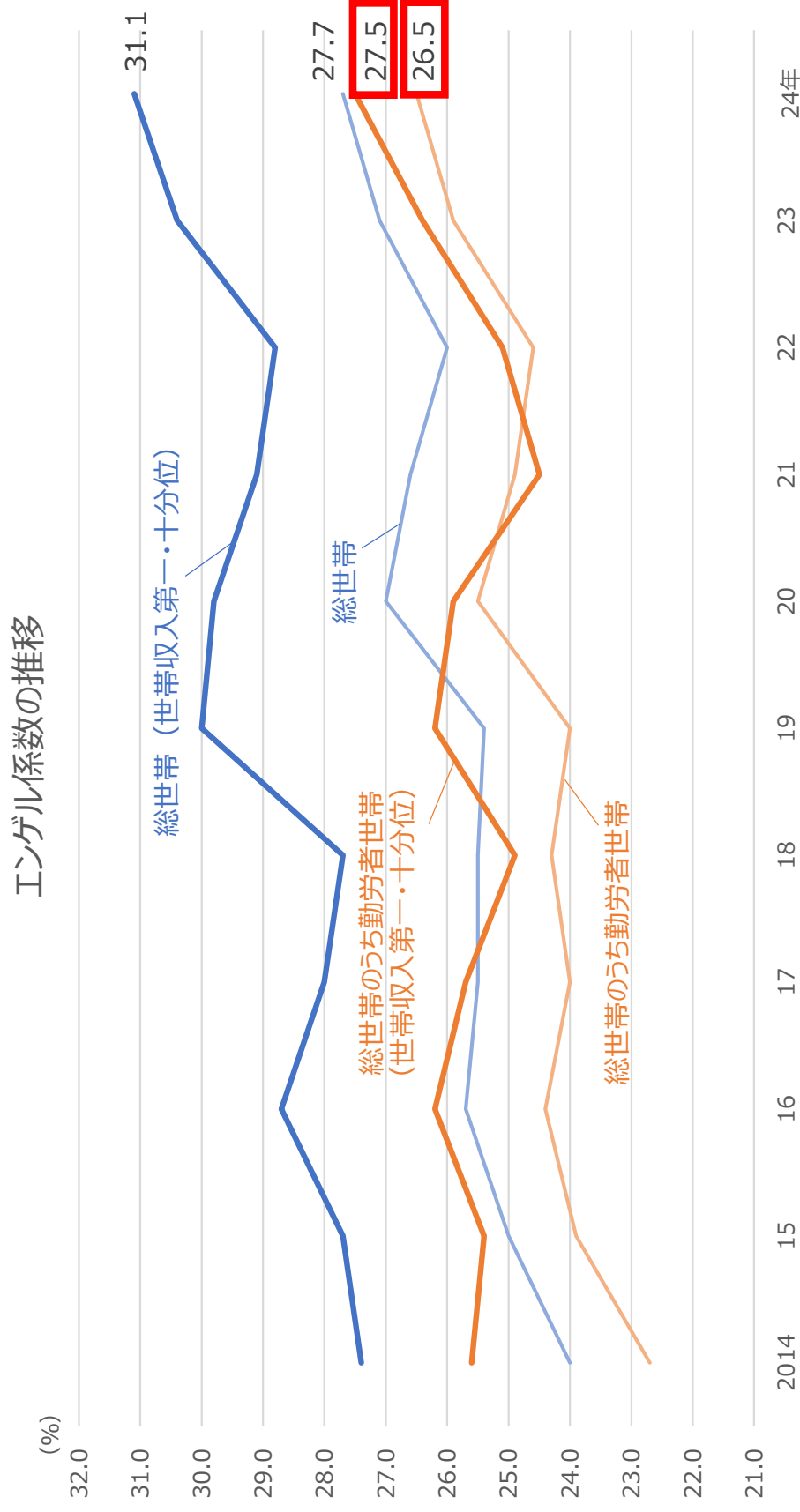
○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年6月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。
 (注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数)」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

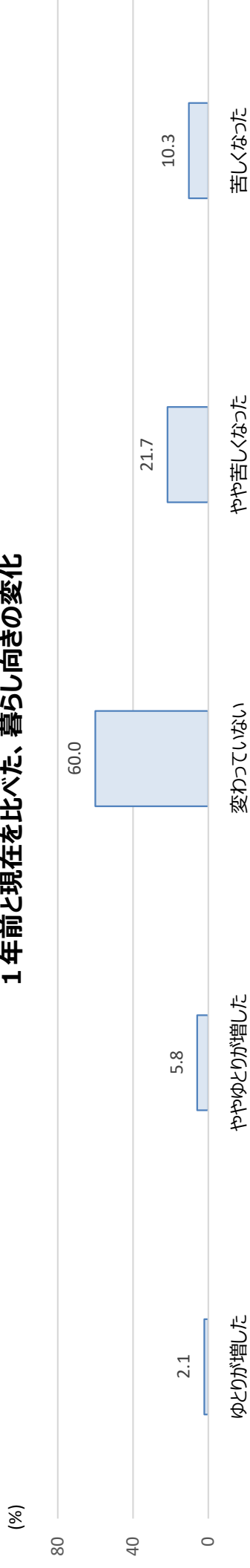
※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

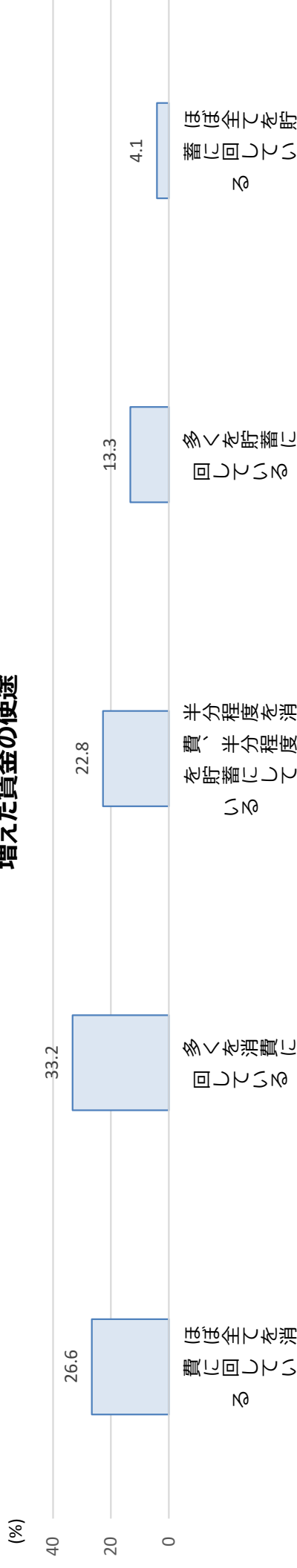
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使用



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,214人)について集計。

増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(707人)について集計。

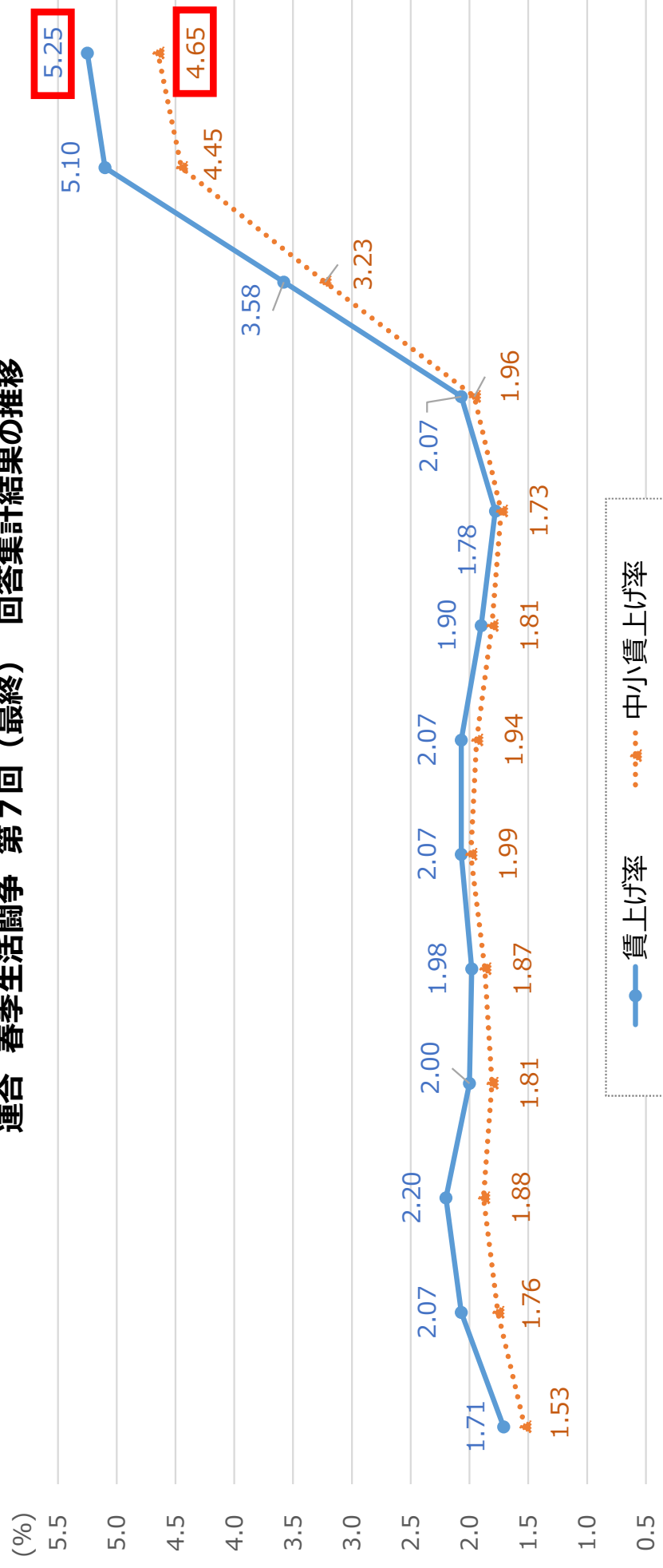
図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

出所：株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2025年)の概要(速報)

連合 春季賃上げ妥結状況

- 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回（最終） 回答集計結果の推移



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65

（資料出所）連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)

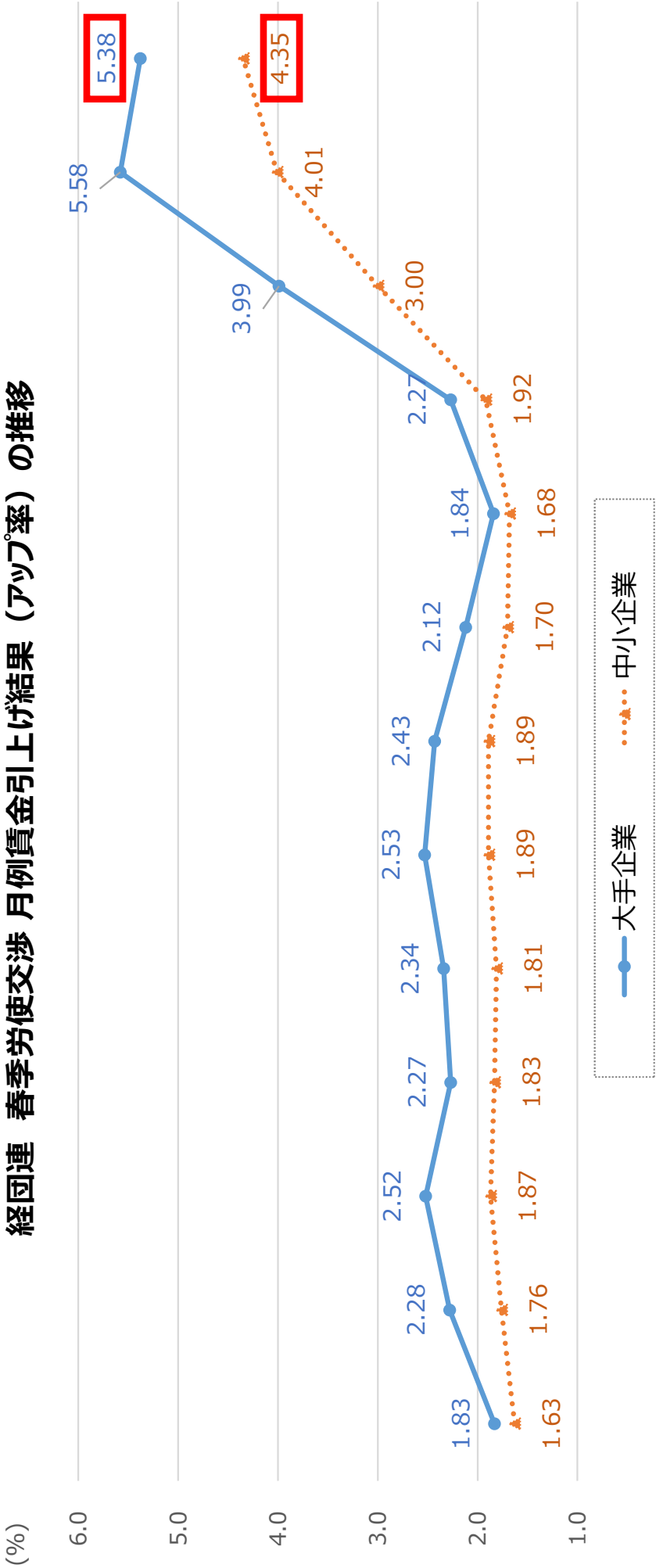
		単純平均	加重平均
時給	384組合 861,305人	賃上げ額	59.65円(53.78円)
		引上げ率	5.17%(4.91%)
		平均時給	1,213.28円(1,148.92円)
月給	127組合 25,167人	賃上げ額	9,914円(9,137円)
		賃上げ率	4.32%(4.23%)
			10,004円(10,869円)
			4.35%(4.98%)

(注) ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

- 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.38
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35

(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

	(加重平均)
正社員 (月給)	全体 11,074円(9,662円)
	2,389社 4.03%(3.62%)
	20人以下 9,568円(8,801円)
	1,111社 3.54%(3.34%)
パート・ アルバイト (時給)	全体 46.5円(37.6円)
	1,537社 4.21%(3.43%)
	20人以下 37.4円(43.3円)
	728社 3.30%(3.88%)

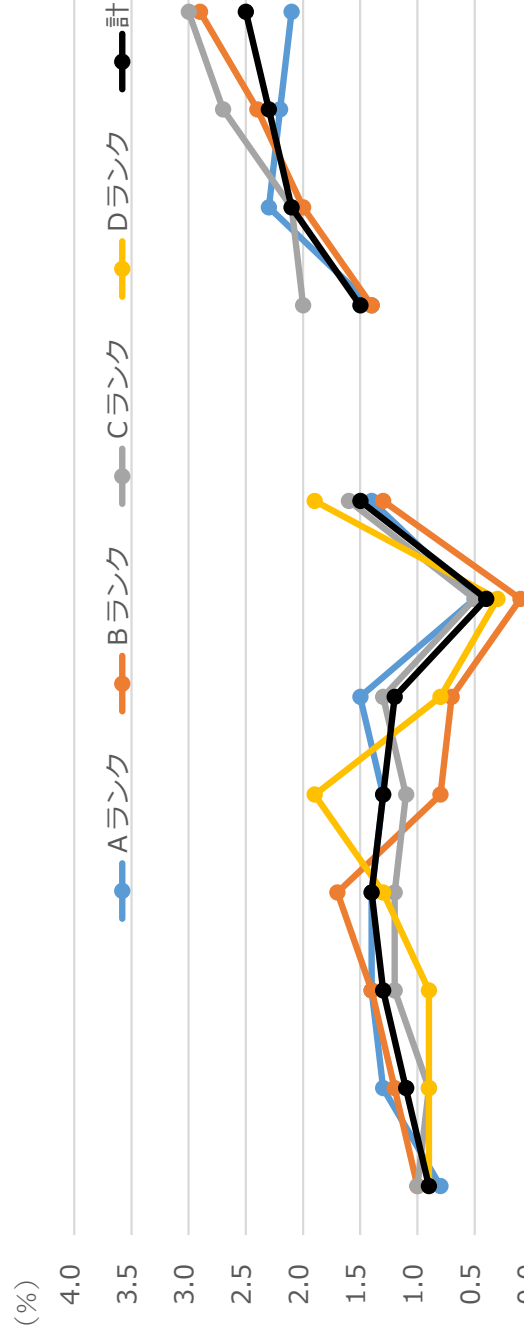
- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 () の数値は、2024年6月5日集計結果。2025年と2024年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

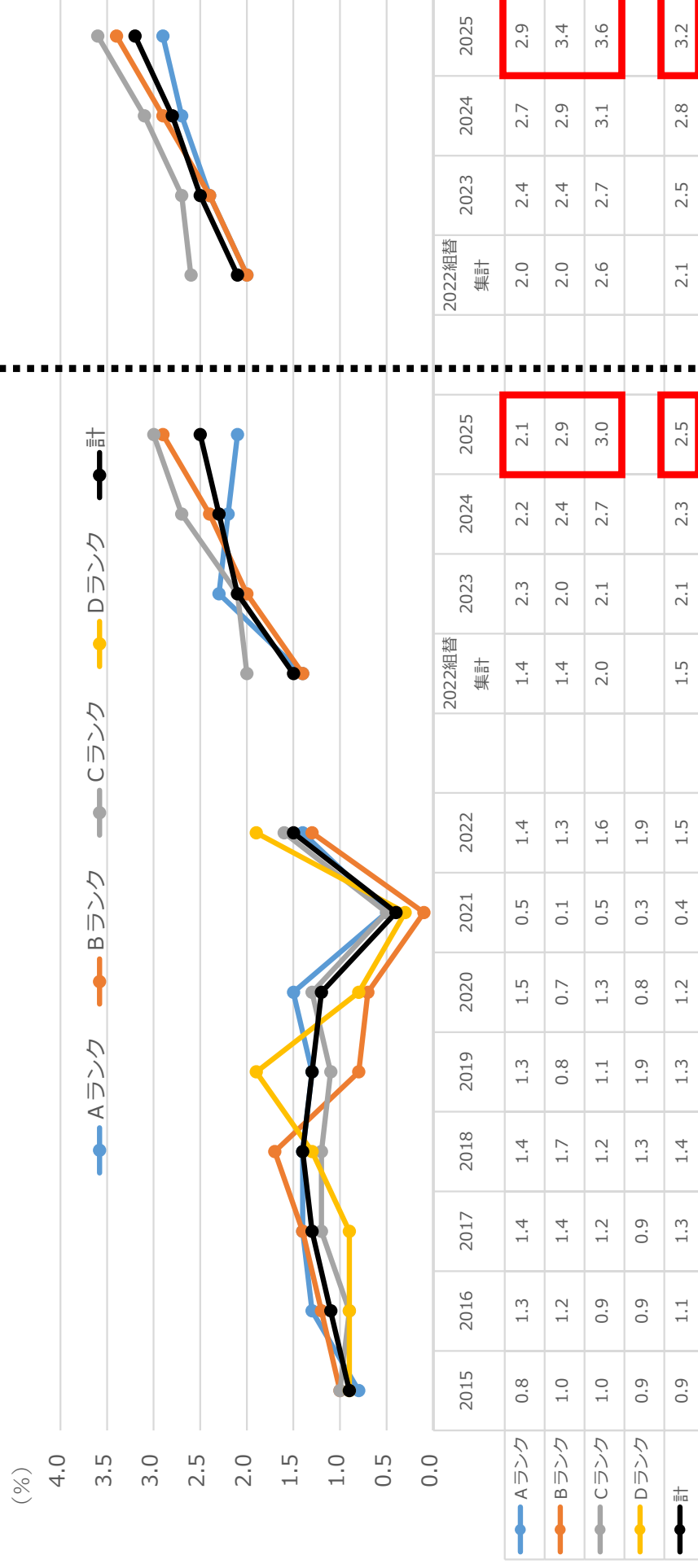
※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」

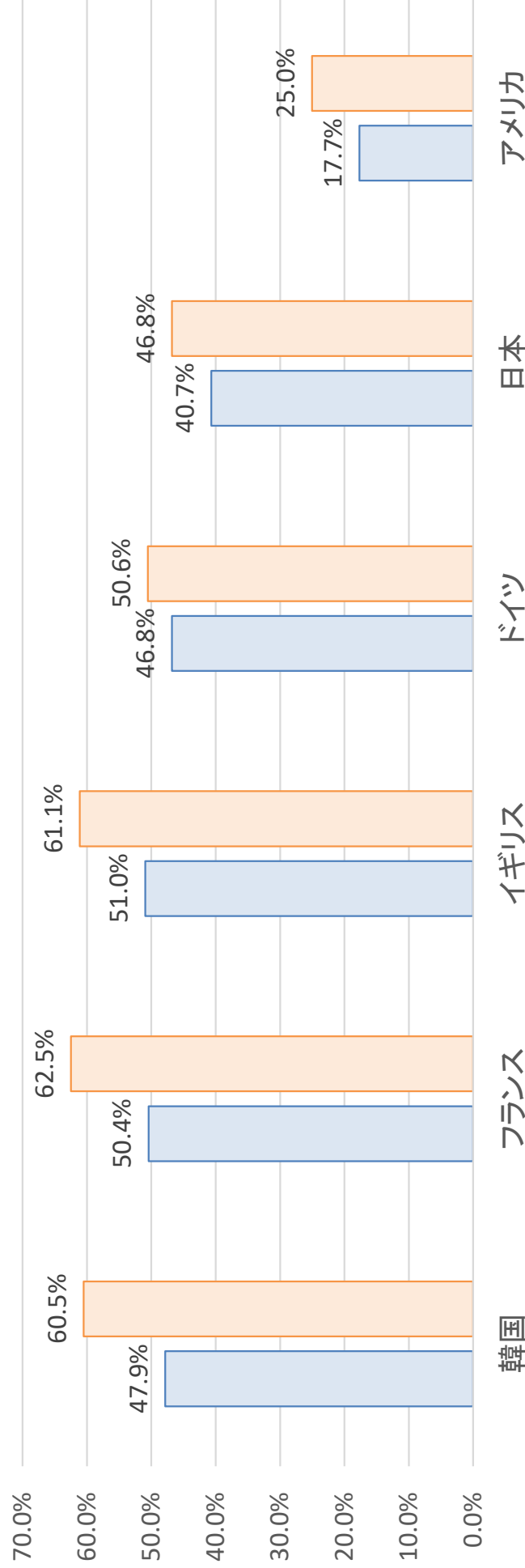
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。

2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 ■ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：％)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

(注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額(／月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(／月)＋超過実労働時間数(／月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額(／月)＋超過実労働時間(／月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(／月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694
前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1
資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605
前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3
" 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560
前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5
" 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204
前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4
" 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840
前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3
" 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090
前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8
規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5
資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9
" 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7
" 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3
" 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7
" 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3
売上高経常利益率									

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

		2023年				2024年				(単位：億円、%)	
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2025年	
										1～3月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	
	" 10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	
	" 1億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	
売上高経常利益率	" 1,000万円～1億円	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	
	前年同期比	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	
	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	
	" 10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	
		4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	
		5.4	4.3	4.1	3.9	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位：万円、%)

	産業・資本金規模計	製造業				非製造業			
		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満	
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
2014年度	705	2.2	1,149	1.2	547	446	972	570	490
2015年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	521	1,007	586	491
2016年度	727	0.3	1,158	1.8	554	527	1,033	582	503
2017年度	739	1.7	1,227	6.0	572	484	1,036	591	502
2018年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	485	1,059	566	494
2019年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	467	1,035	551	496
2020年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	436	957	536	483
2021年度	722	4.9	1,283	20.6	569	424	995	552	457
2022年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	443	1,066	569	483
2023年度	773	4.7	1,358	6.2	587	475	1,162	577	506

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものの)との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計										
	資本金規模1,000万円以上	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	2,991,782
	" 10億円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	900,784
	" 1億円～10億円	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	4,688
	" 1,000万円～1億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	26,151
		75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	869,945
		82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	2,090,998

(単位：%)

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

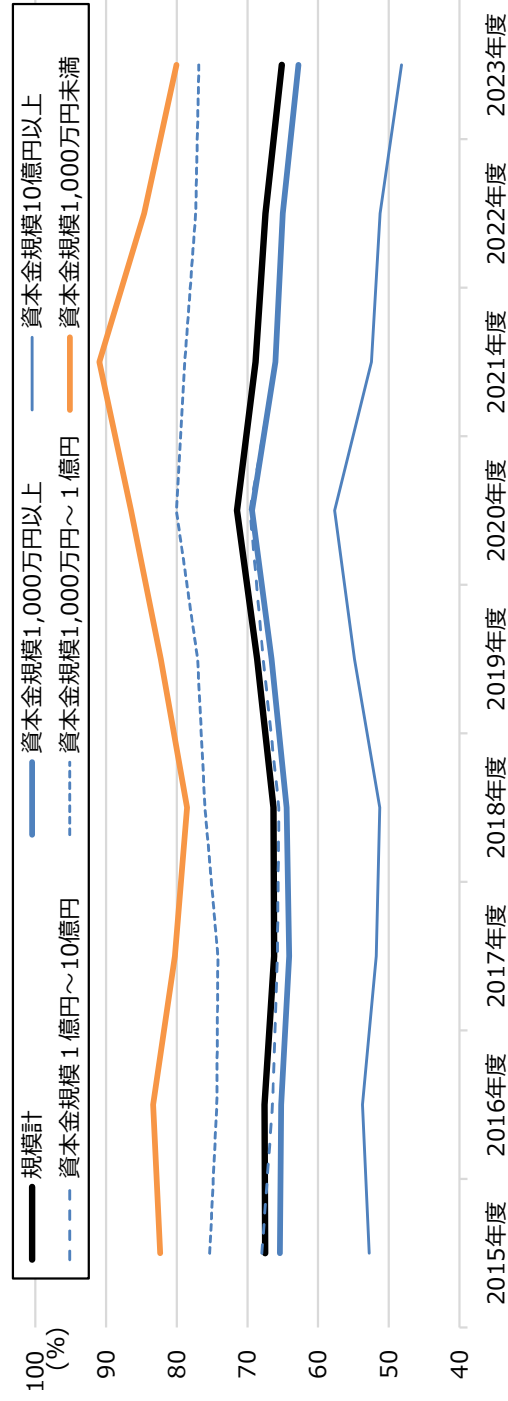
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

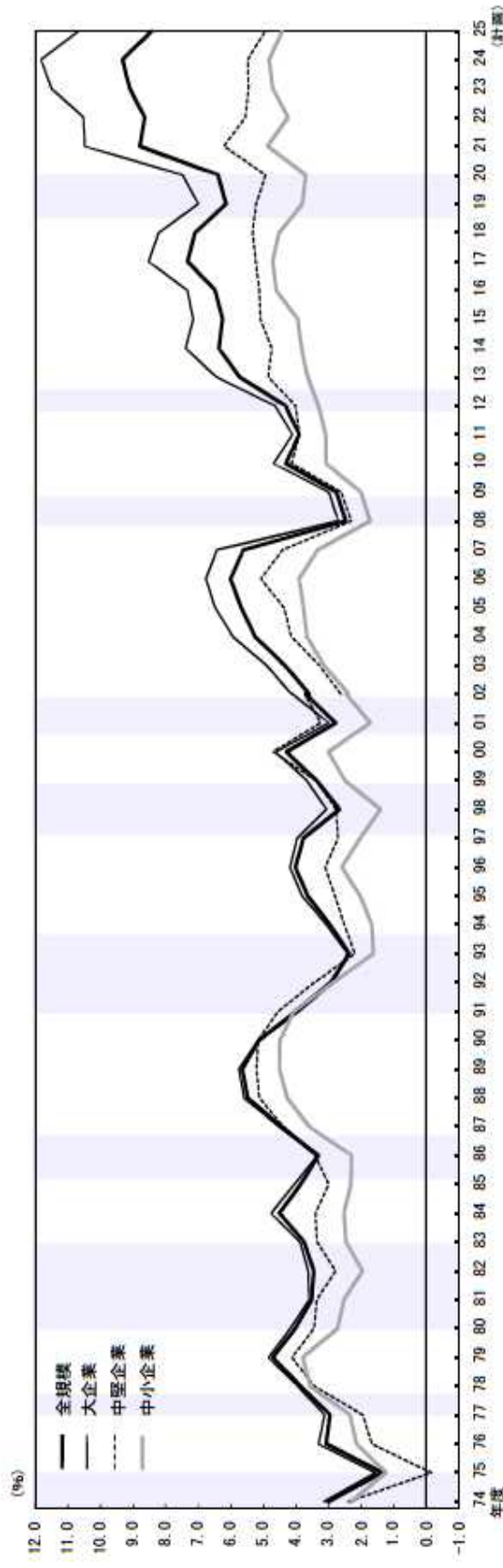
付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。

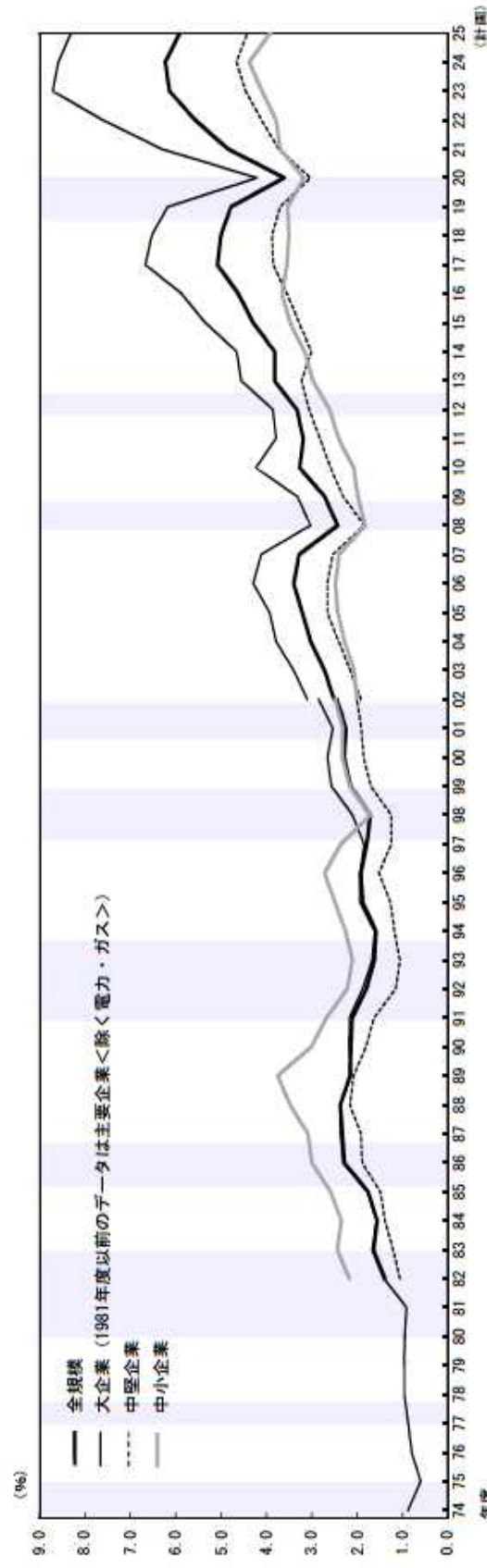


売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



売上高経常利益率の推移（日銀短観）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計				
製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業				
製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業				
製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業				
製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

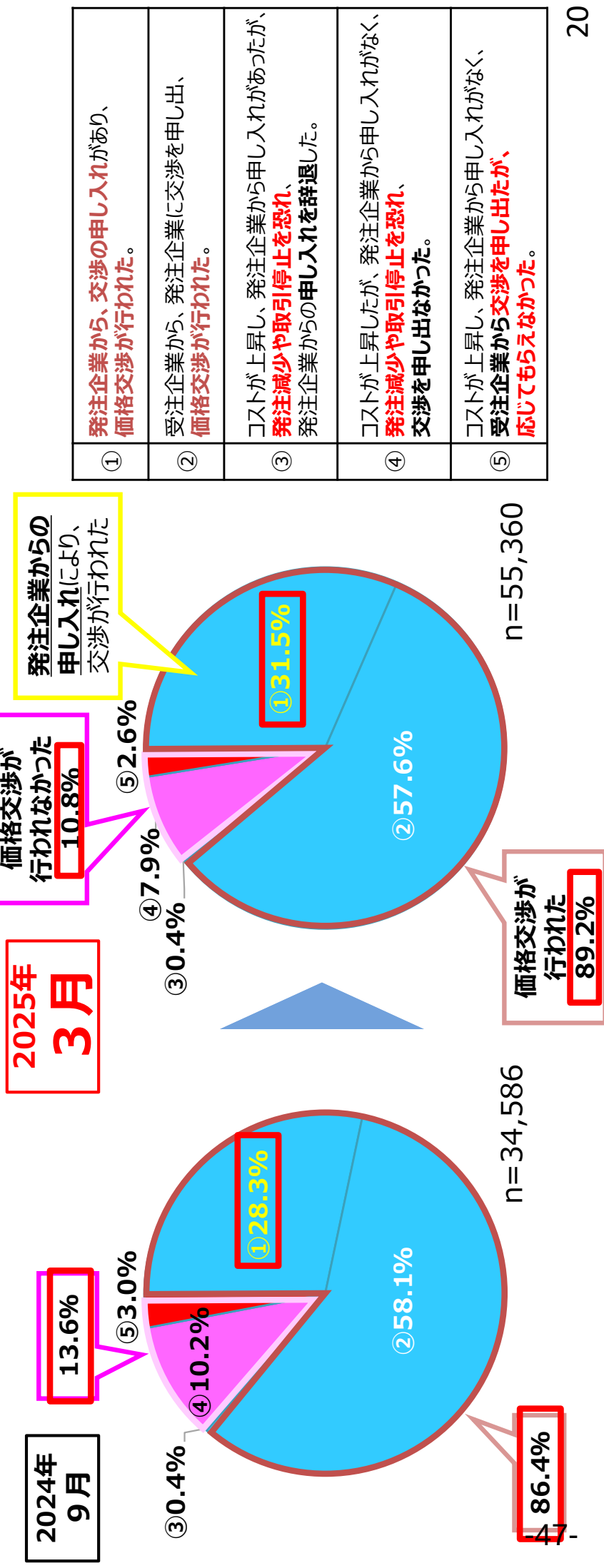
回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の31.5%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約3ポイント増の89.2%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回13.6%→10.8%）。
 - 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況

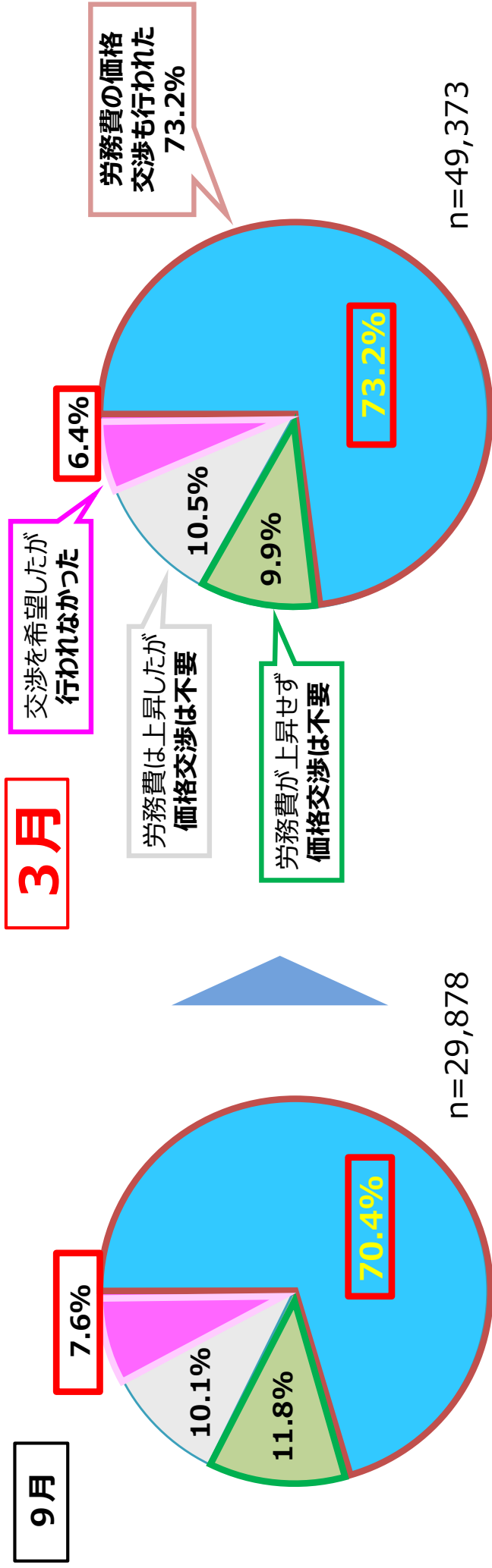


労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

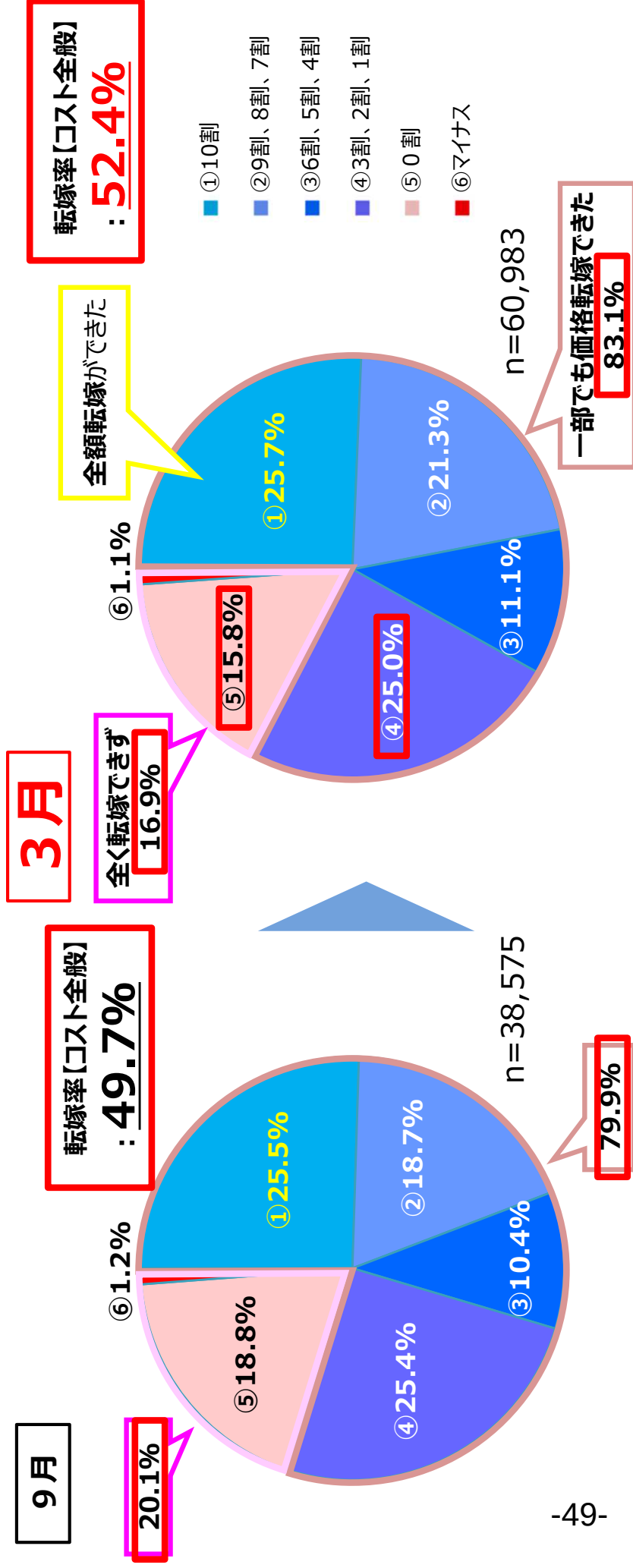
- ▲労務費については**自助努力で解決すべき部分**であるとして、交渉の協議を拒否された。
- ▲労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求があり、非常に時間がかかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況②【コスト要素別】

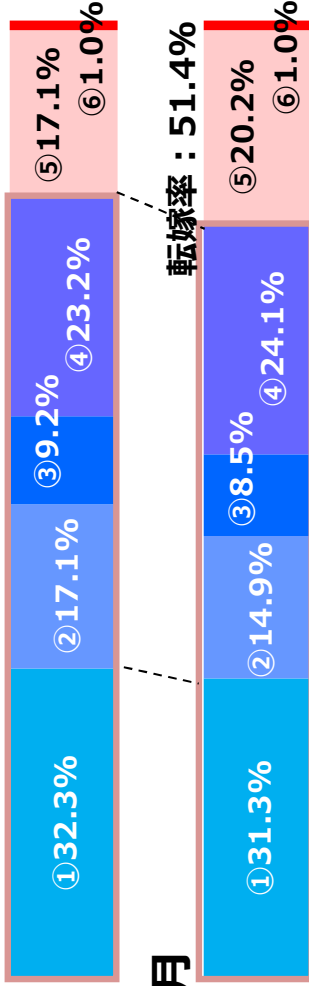
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

3月

転嫁率：54.5%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

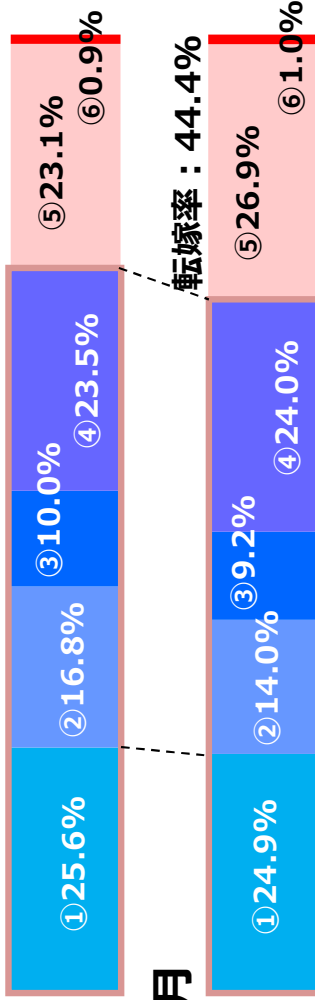
9月

転嫁率：51.4%

エネルギー費

3月

転嫁率：47.8%



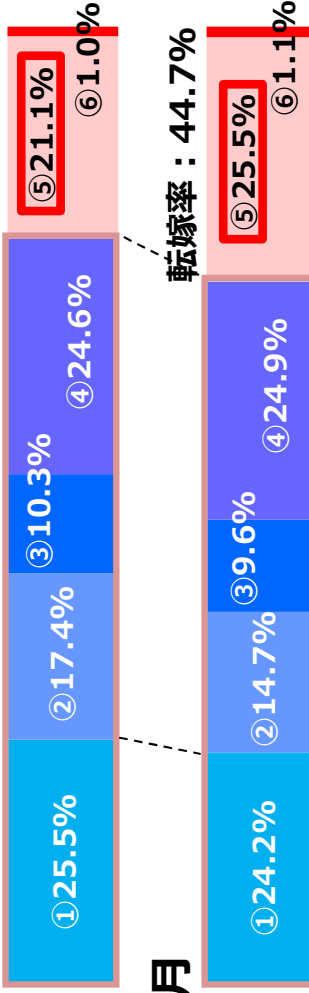
9月

転嫁率：44.4%

労務費

3月

転嫁率：48.6%

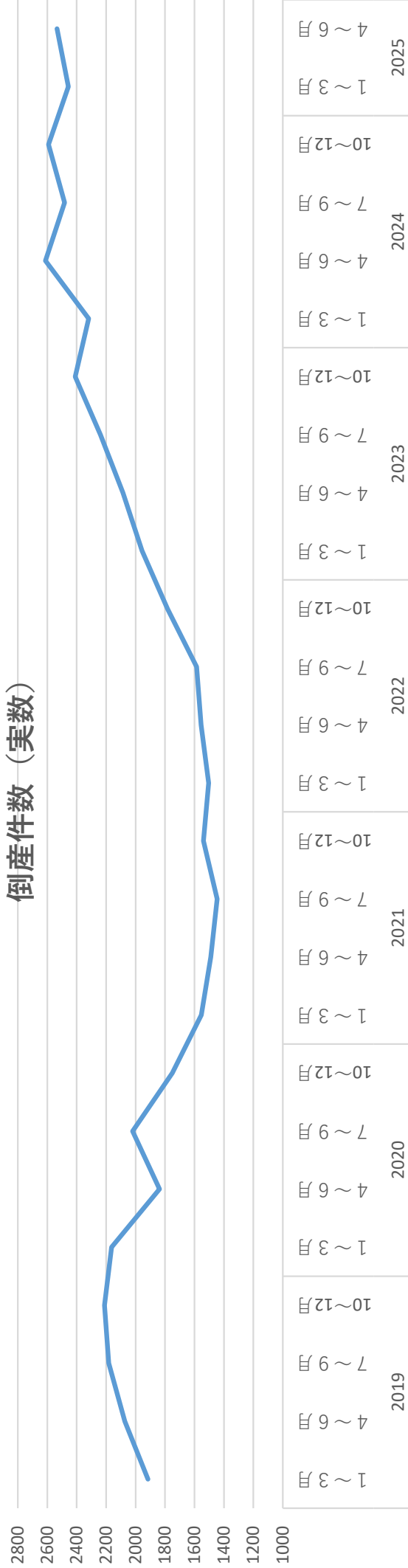


① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割
⑥ マイナス

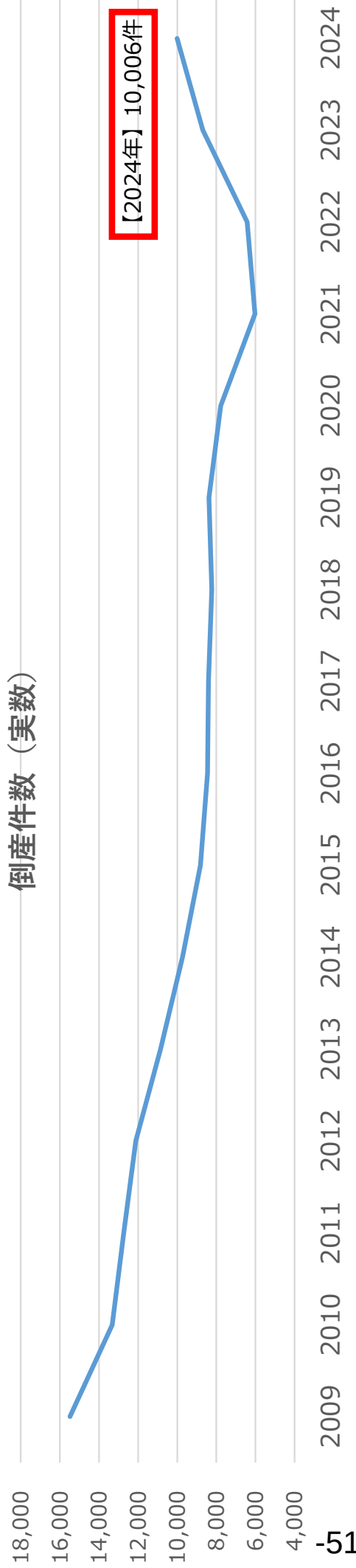
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

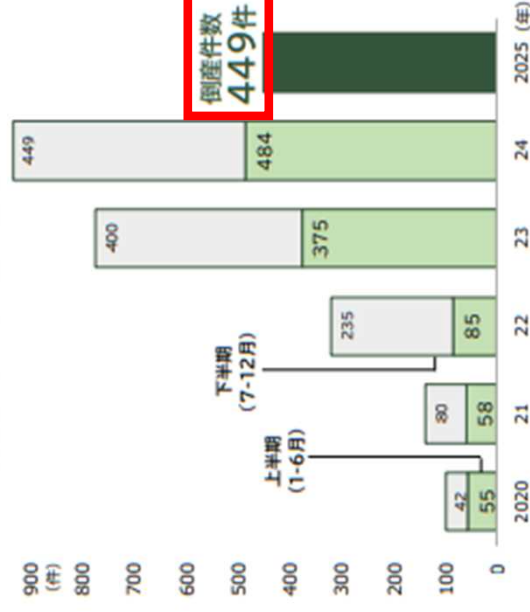
「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（194件）、『運輸・通信業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

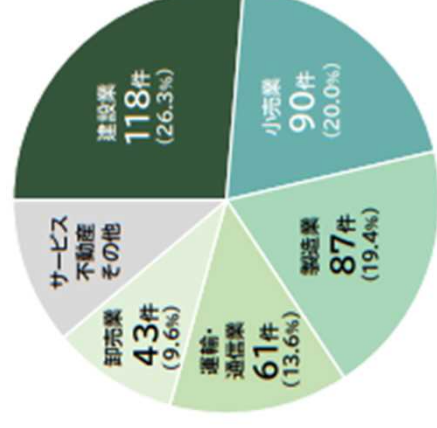
物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」件数推移



業種別 内訳(2025 年上半期)

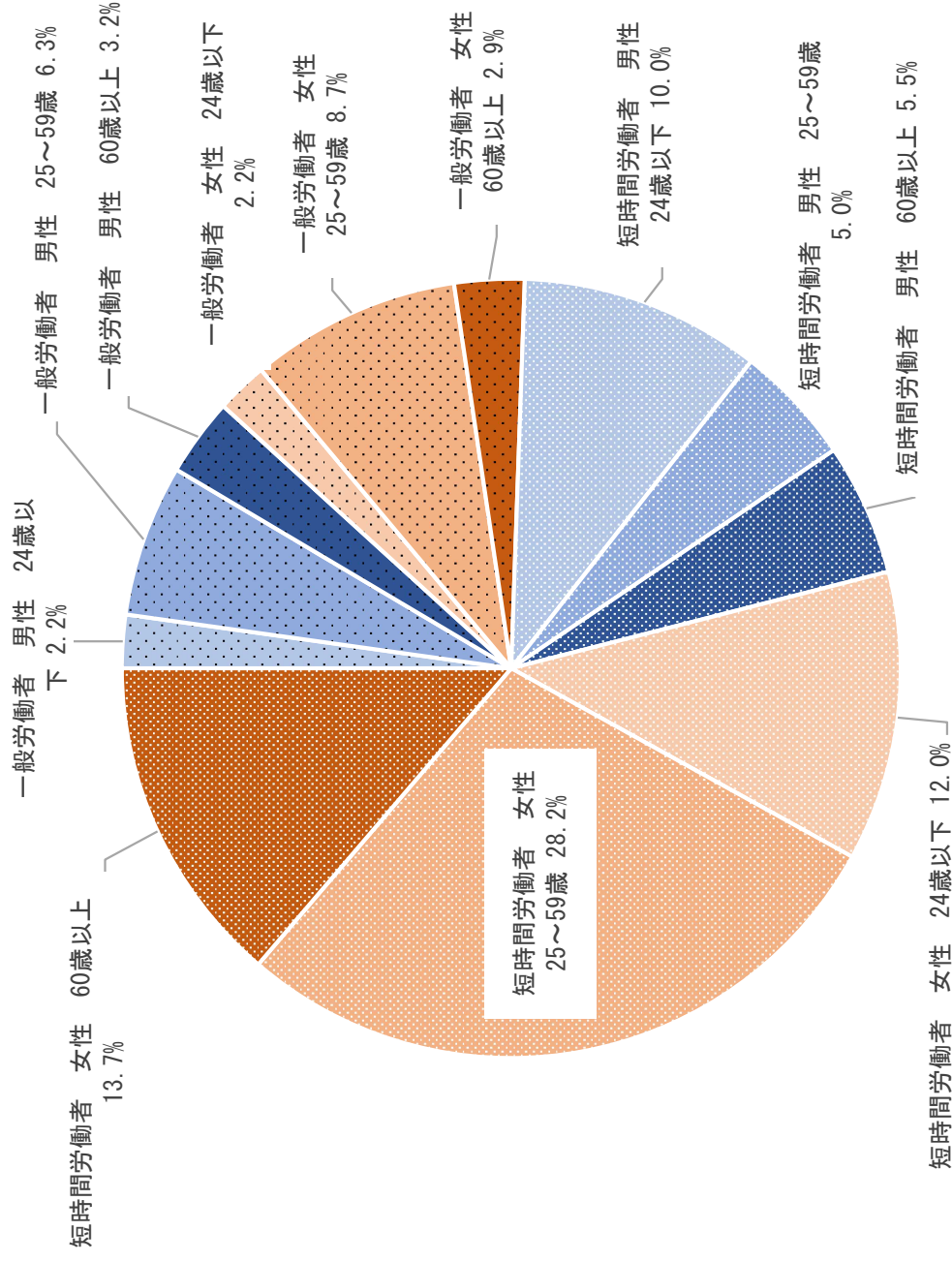


ランク別有効求人倍率の推移



3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2024年）



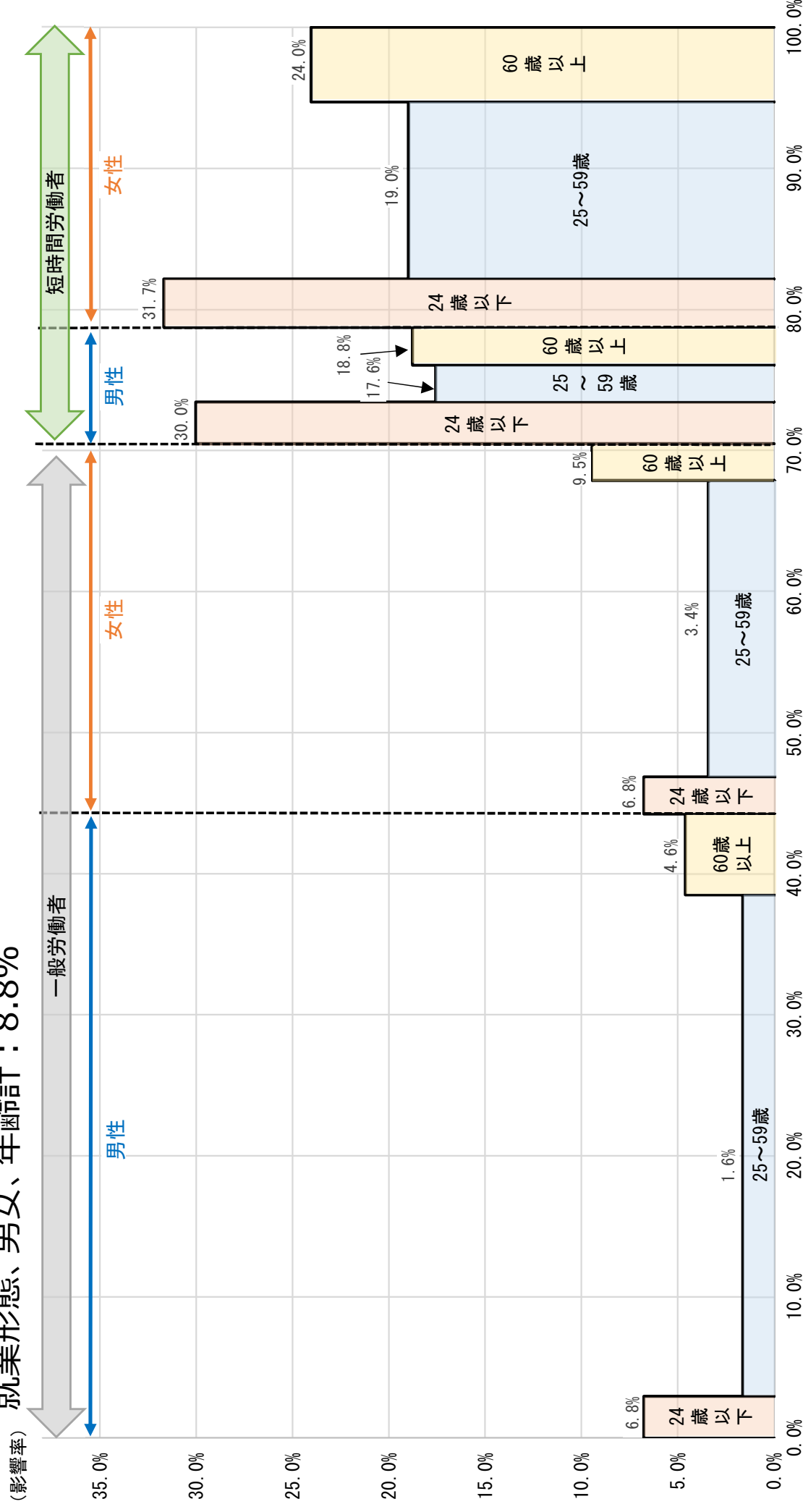
（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）

就業形態、男女、年齢計：8.8%



(就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比)

(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。

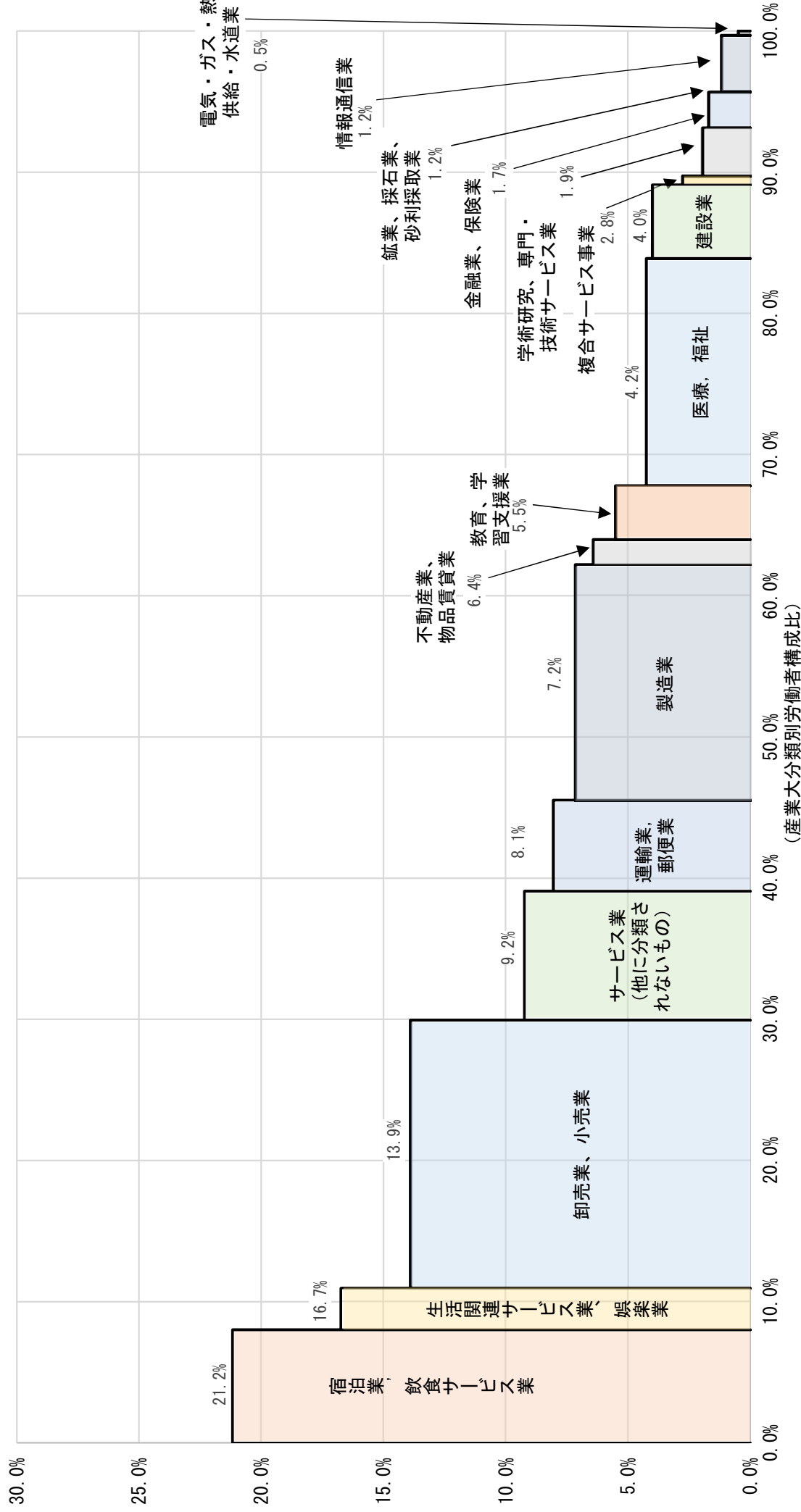
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

産業計：8.8%

(影響率)



(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

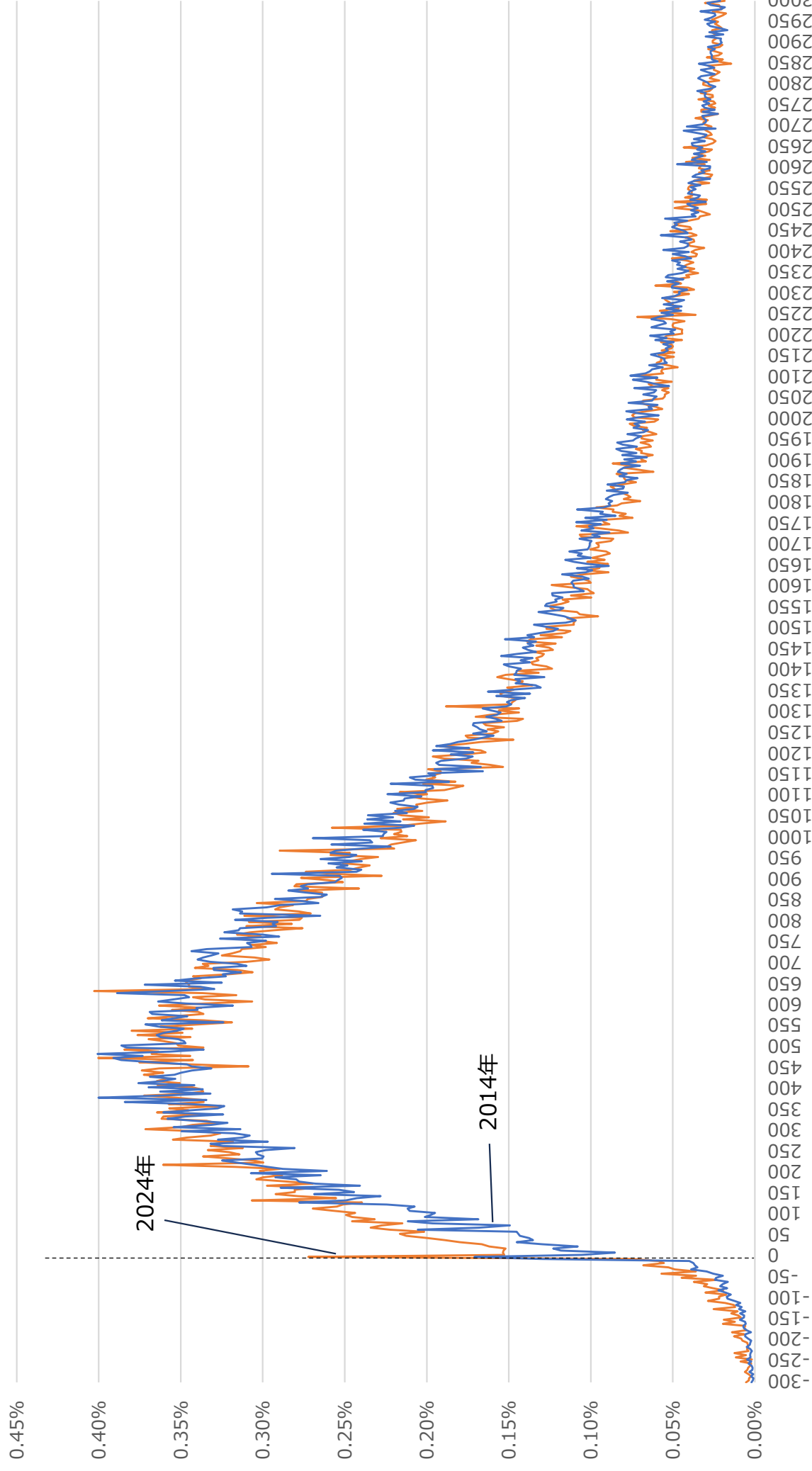
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。

所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。

4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

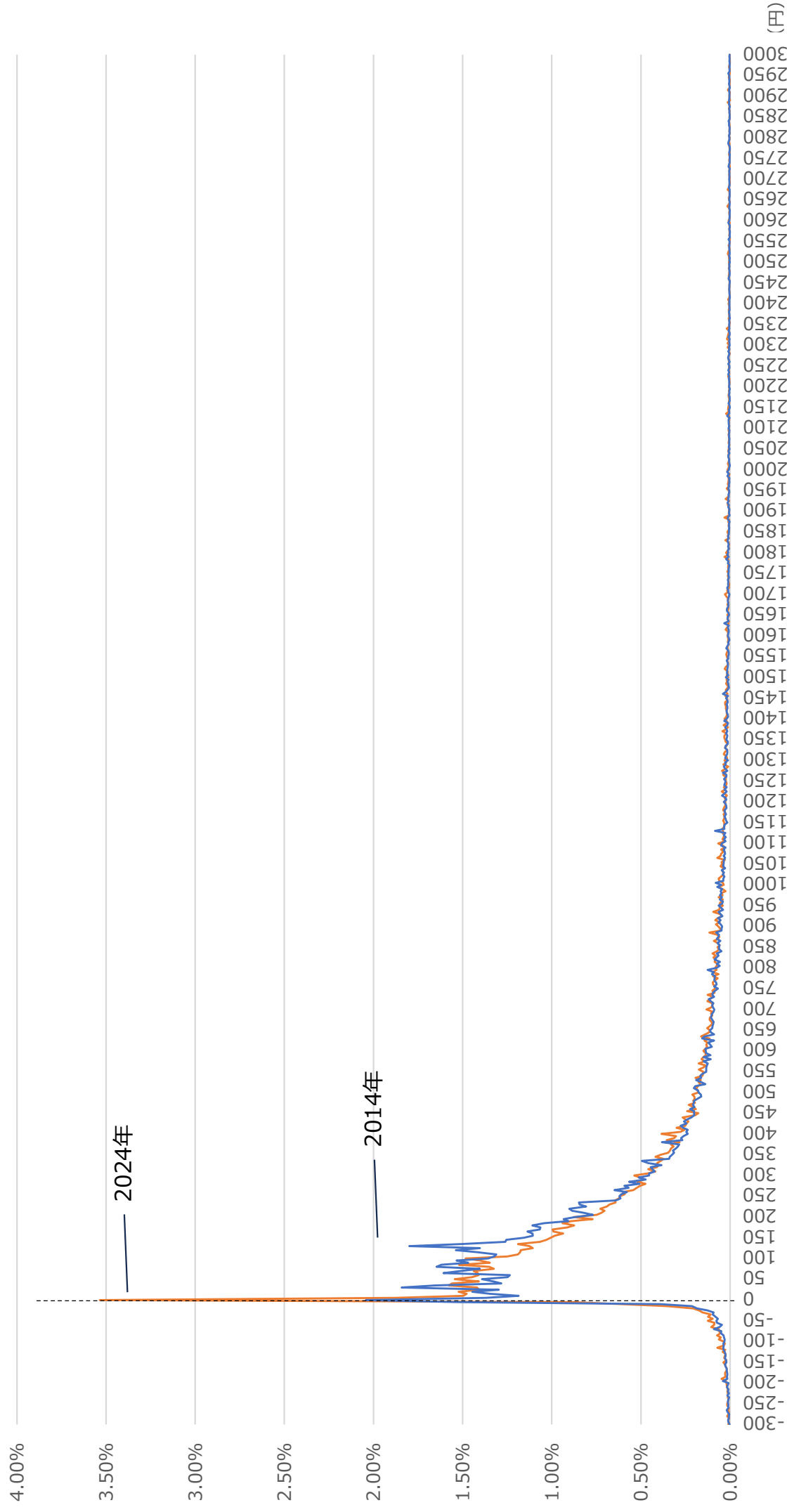
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

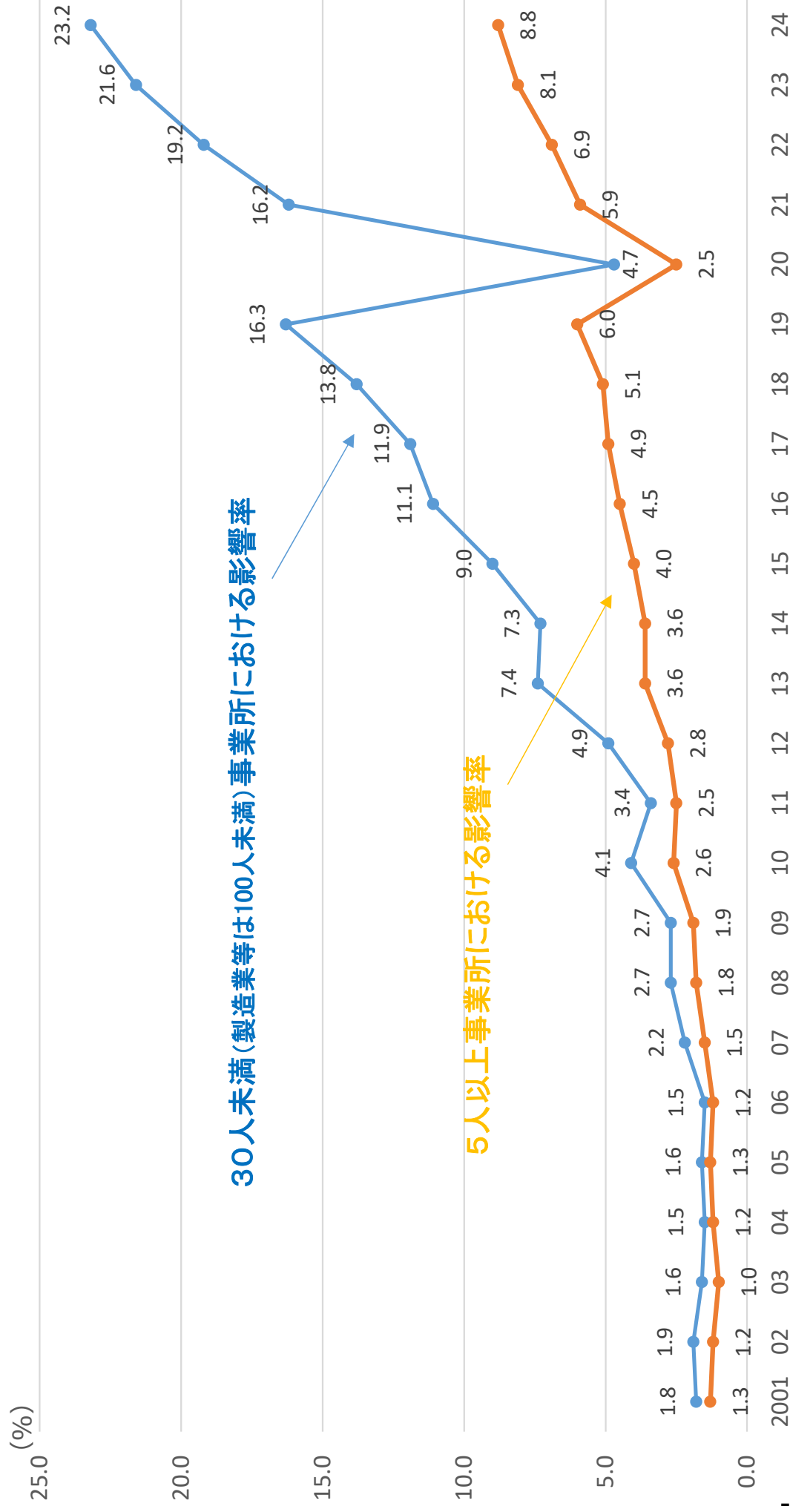
2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

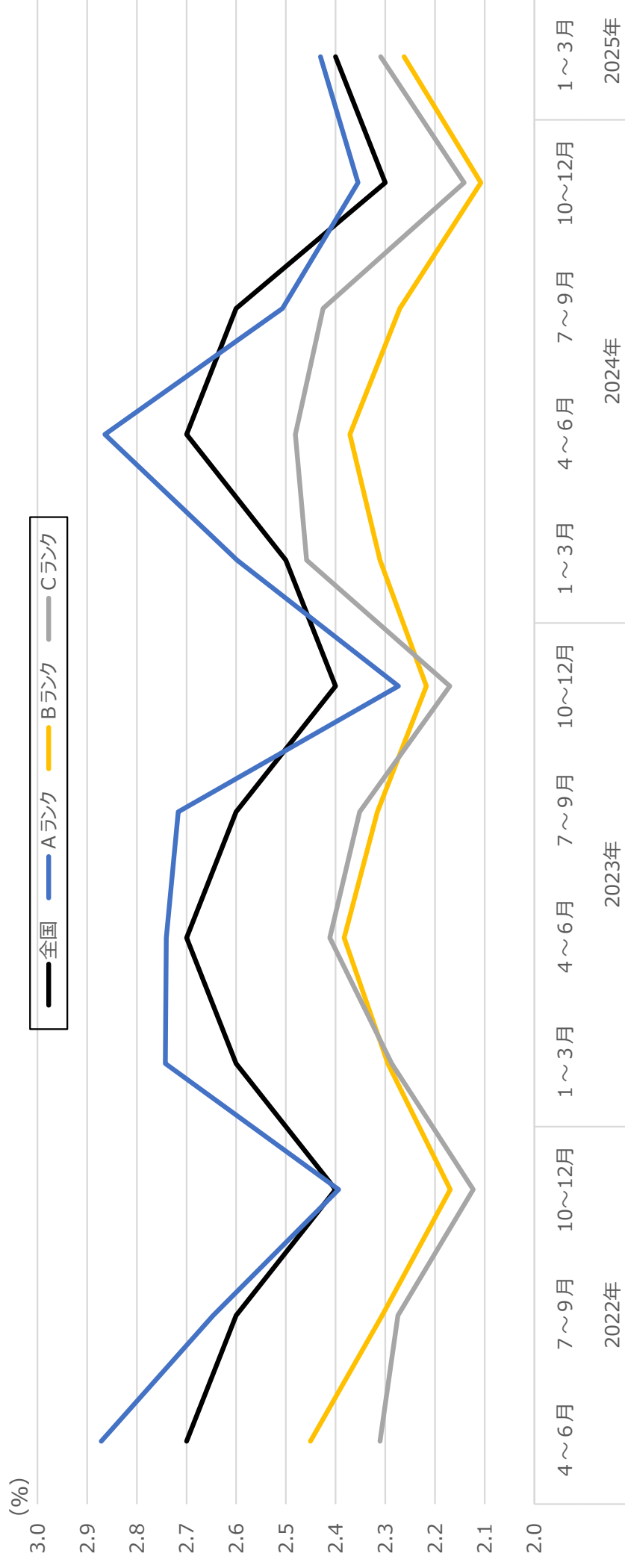
- 最低賃金の影響率（最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」 (注) 事業所規模30人未満 (製造業等は100人未満) を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」 (注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

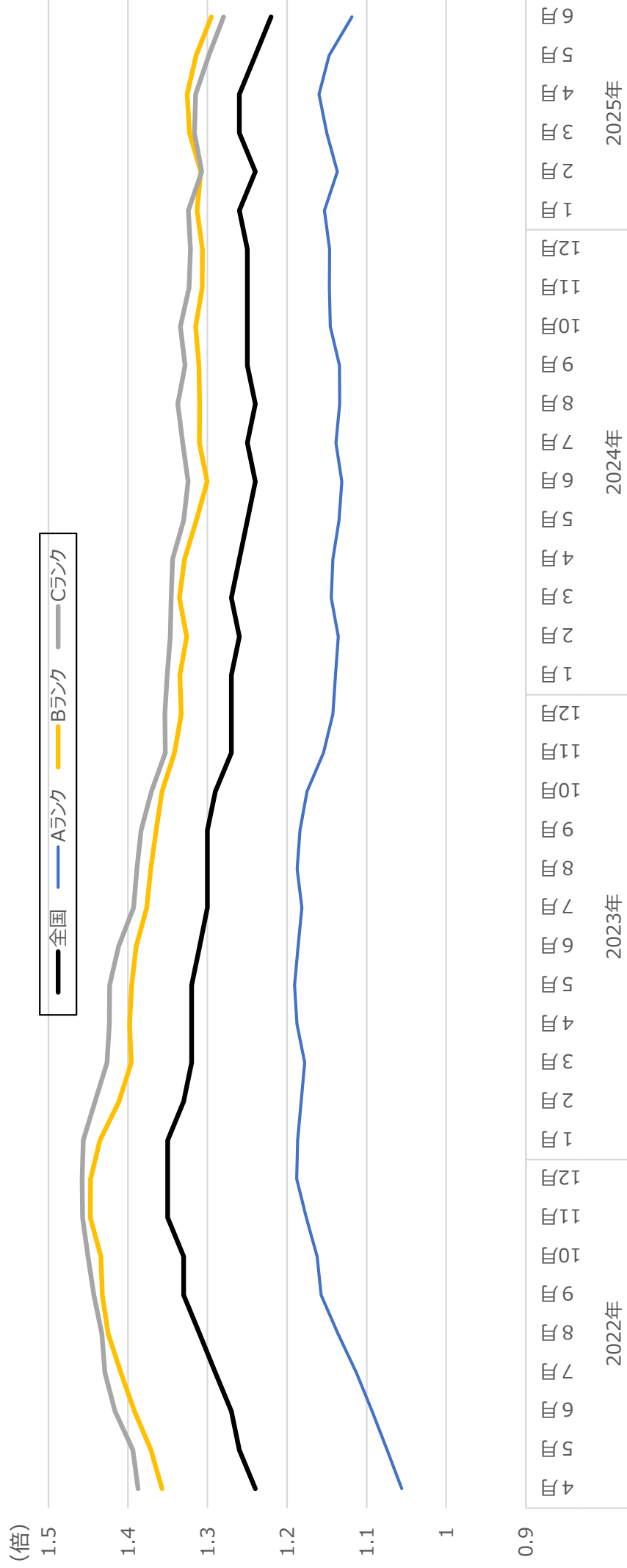
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

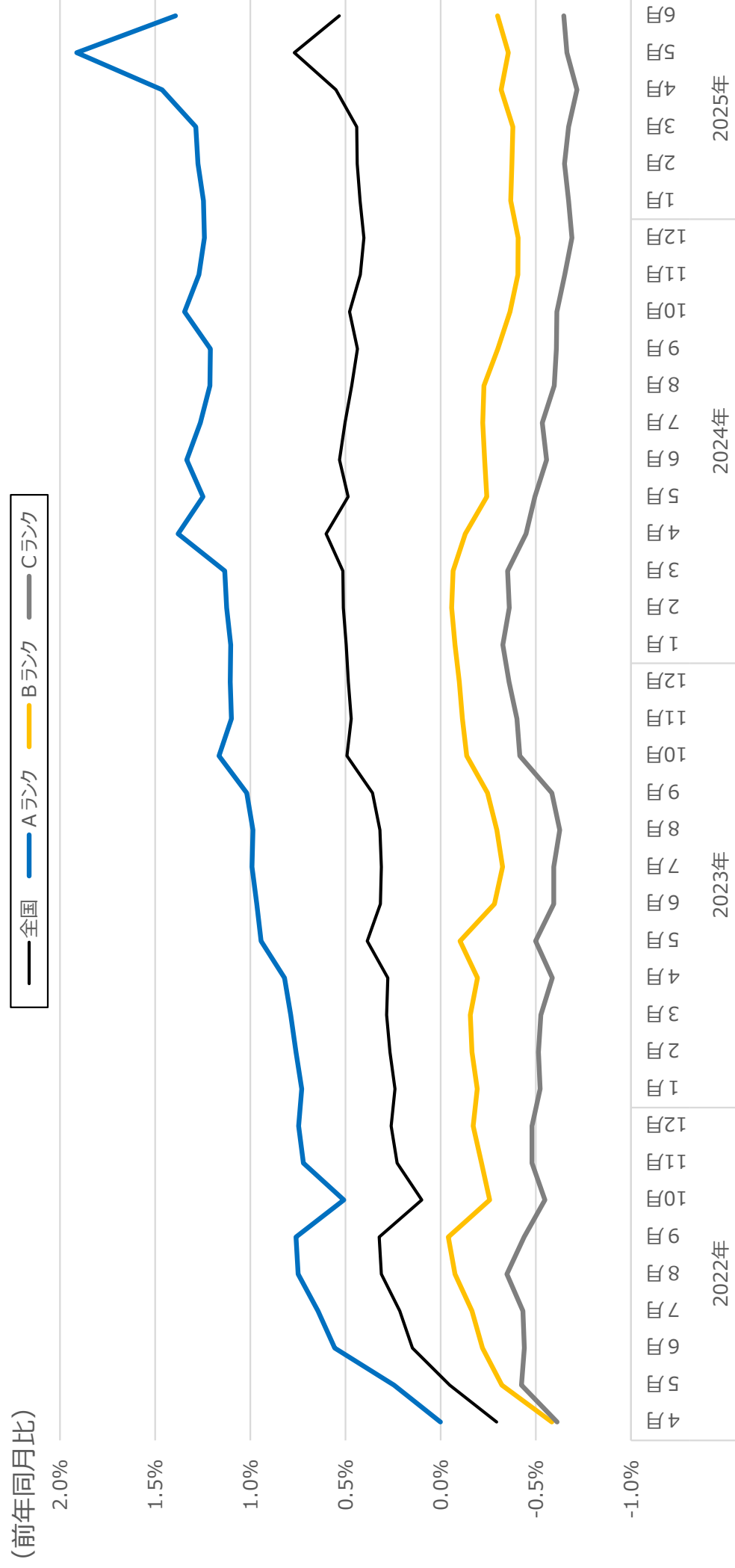
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

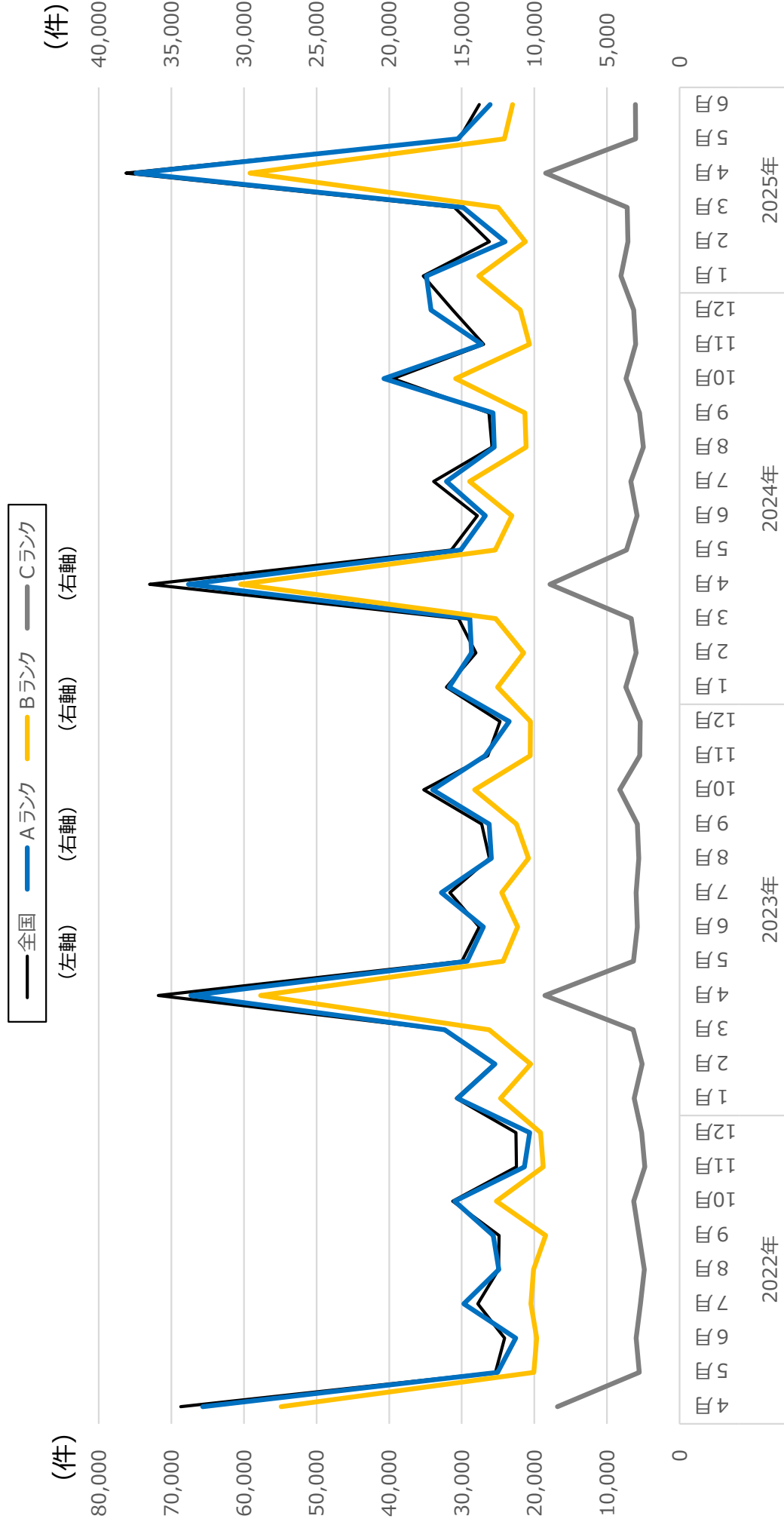
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

○ 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

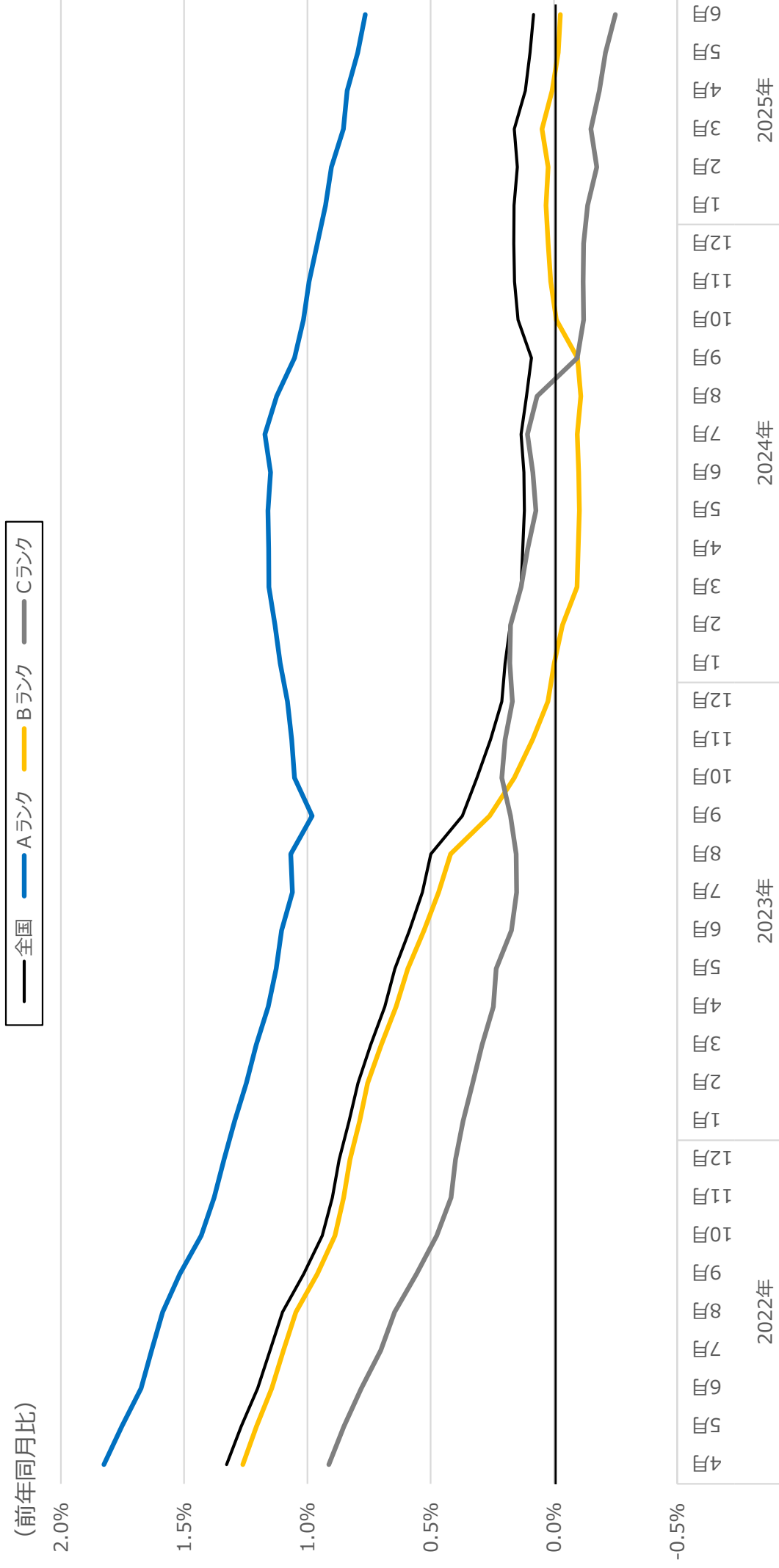
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

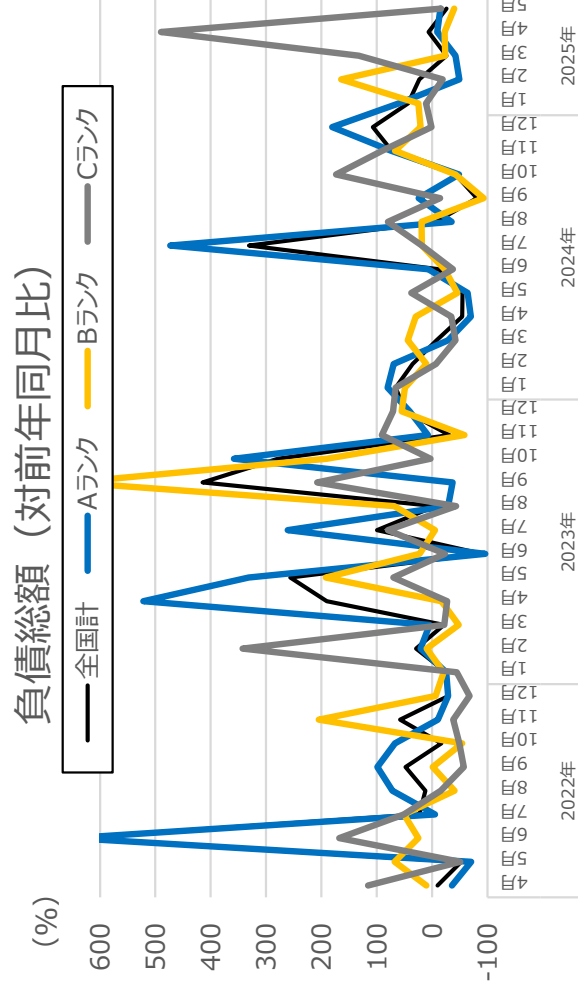
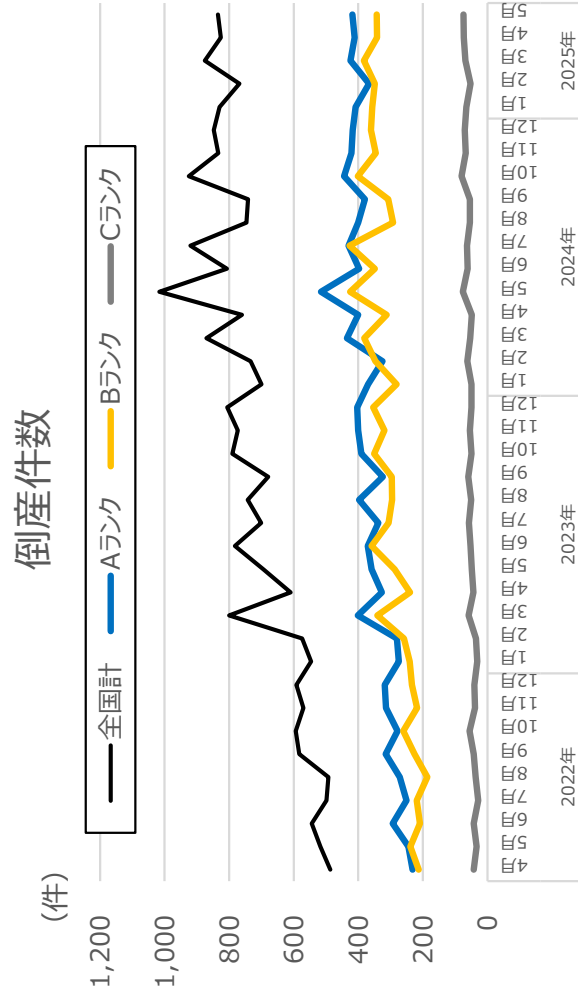
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



倒産に関する状況

- 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。

2022年4月 全国計:1,669%、Aランク:4,445%、2023年9月 Bランク:1,911%

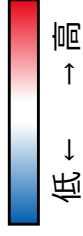
出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

完全失業率

	2022年				2023年				2024年				2025年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.5	2.6	2.3
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	3.0	2.6	2.6	2.4	3.0	2.6
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	3.6	3.0	2.8
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	2.8	2.3	2.1
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	3.3	3.1	3.1
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	3.2	2.7	2.5
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	2.1	1.7	1.6
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	2.6	2.5	2.3
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	2.4	2.5	2.2
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	2.2	2.4	1.9
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	2.1	2.0	1.9
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	2.8	2.6	2.5
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.6	2.5	2.3
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	3.0	2.4	2.4
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.7	2.1	2.3
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	2.2	1.8
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	1.8	2.0	1.6
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	2.0	1.9	1.8
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	1.5	1.0	0.7
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.2	1.8	1.1
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	2.2	1.8	1.7
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	2.2	2.0	2.3
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.4	1.8	1.9
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	1.8	1.9	1.7
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.4	2.1	2.2
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	2.2	2.1	2.1
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	3.3	3.2	2.8
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	2.5	2.4	2.3
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	2.3
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	2.4	2.1	1.7
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.2	1.7	1.4
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	1.5	1.4	1.7
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	2.5	2.4	2.1
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	2.2	2.0	2.3
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	1.6	1.8	1.5
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	2.0	1.7	1.1
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	2.1	2.0	1.5
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	2.2	2.1	2.1
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	2.0	1.4	1.5
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	2.9	3.0	2.8
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	1.2	1.1	1.6
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	2.2	2.1	1.8
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	2.6	2.2	2.2
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	2.2	2.0	1.8
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	2.0	2.7	2.4
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.2	3.3	2.9

2024年度
最賃引上げ額



有効求人倍率（季節調整値）

(単位：倍)

	2022年												2023年												2024年												2025年						2024年度 最終引上付額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月													
全国	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	51				
北海道	1.04	1.03	1.07	1.10	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.18	1.15	1.11	1.09	1.07	1.06	1.05	1.03	1.02	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	0.97	0.98	0.98	0.99	0.98	0.99	0.98	0.99	0.97	0.98	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	50				
青森県	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18	1.19	1.19	1.19	1.21	1.20	1.19	1.20	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	1.09	55				
岩手県	1.32	1.35	1.35	1.33	1.31	1.33	1.32	1.31	1.34	1.36	1.39	1.33	1.31	1.29	1.26	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.19	1.20	1.21	1.20	1.21	1.20	1.20	1.18	1.17	1.18	1.18	1.21	1.19	1.19	1.19	1.19	59					
宮城県	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.40	1.41	1.41	1.42	1.39	1.40	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	1.29	1.31	1.27	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.25	1.22	1.22	1.20	1.20	50					
秋田県	1.51	1.51	1.52	1.53	1.52	1.51	1.51	1.51	1.50	1.50	1.52	1.47	1.41	1.35	1.37	1.36	1.37	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.27	1.29	1.30	1.28	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.23	1.25	1.22	1.20	54				
山形県	1.43	1.47	1.50	1.49	1.53	1.57	1.60	1.62	1.60	1.61	1.62	1.64	1.60	1.50	1.47	1.49	1.47	1.45	1.42	1.38	1.38	1.36	1.30	1.33	1.32	1.33	1.33	1.32	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34	1.31	1.28	55				
福島県	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.49	1.49	1.45	1.41	1.45	1.47	1.41	1.37	1.40	1.42	1.40	1.39	1.37	1.34	1.31	1.29	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	55				
茨城県	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.36	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.33	1.32	1.31	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	1.18	52			
栃木県	1.10	1.13	1.14	1.17	1.15	1.16	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.09	1.10	1.11	1.11	1.15	1.14	1.13	1.15	1.16	1.16	1.17	1.19	1.21	1.19	1.19	1.19	1.16	50			
群馬県	1.39	1.40	1.40	1.43	1.46	1.48	1.49	1.52	1.52	1.52	1.49	1.44	1.41	1.41	1.45	1.41	1.43	1.42	1.40	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.41	1.39	1.35	1.33	1.33	1.33	1.33	1.32	1.31	1.33	1.31	1.30	1.28	50					
埼玉県	0.95	0.96	0.98	1.01	1.01	1.03	1.05	1.05	1.07	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.06	1.08	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.03	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.06	1.06	1.02	50			
千葉県	0.87	0.89	0.90	0.92	0.94	0.98	0.98	0.99	0.99	1.01	1.03	1.01	1.03	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	1.00	1.01	1.02	1.01	0.99	0.99	1.00	1.00	0.98	50			
東京都	1.28	1.30	1.34	1.39	1.44	1.45	1.50	1.56	1.63	1.64	1.69	1.73	1.75	1.76	1.78	1.79	1.78	1.77	1.75	1.81	1.84	1.81	1.78	1.76	1.76	1.75	1.77	1.75	1.77	1.76	1.78	1.74	1.76	1.79	1.76	1.79	1.76	1.70	50				
神奈川県	0.80	0.82	0.84	0.86	0.87	0.87	0.88	0.90	0.91	0.90	0.91	0.93	0.92	0.91	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.91	0.89	0.90	0.90	0.91	0.92	0.91	0.92	0.93	0.91	0.91	0.91	0.91	0.90	0.90	0.92	0.89	0.85	50					
新潟県	1.52	1.54	1.52	1.54	1.57	1.57	1.60	1.61	1.61	1.60	1.63	1.60	1.57	1.55	1.57	1.58	1.57	1.55	1.53	1.50	1.49	1.49	1.46	1.47	1.48	1.46	1.44	1.43	1.45	1.46	1.48	1.47	1.45	1.44	1.45	1.44	1.45	1.44	54				
富山県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.53	1.57	1.58	1.59	1.59	1.61	1.60	1.60	1.57	1.52	1.50	1.50	1.47	1.45	1.43	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.43	1.41	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.39	1.40	1.44	1.48	1.45	1.48	1.50	51				
石川県	1.48	1.51	1.52	1.54	1.59	1.60	1.63	1.66	1.65	1.65	1.64	1.65	1.66	1.64	1.66	1.64	1.66	1.65	1.61	1.59	1.57	1.56	1.54	1.53	1.58	1.49	1.46	1.47	1.48	1.45	1.48	1.50	1.52	1.56	1.55	1.57	1.60	1.62	1.68	1.65	1.62	50	
福井県	1.84	1.89	1.87	1.86	1.87	1.90	1.93	1.91	1.92	1.89	1.90	1.87	1.89	1.79	1.78	1.83	1.84	1.81	1.80	1.78	1.78	1.77	1.77	1.75	1.77	1.74	1.72	1.72	1.75	1.76	1.74	1.74	1.70	1.67	1.68	1.72	1.72	1.70	53				
山梨県	1.31	1.31	1.34	1.35	1.37	1.41	1.43	1.44	1.50	1.47	1.45	1.44	1.41	1.40	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23	1.27	1.25	1.27	1.28	1.28	1.28	1.29	1.28	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	1.30	50				
長野県	1.43	1.48	1.58	1.62	1.63	1.66	1.68	1.69	1.68	1.68	1.65	1.62	1.59	1.49	1.49	1.47	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.28	1.29	1.30	1.28	1.29	1.27	1.26	1.26	50				
静岡県	1.56	1.58	1.58	1.62	1.63	1.66	1.68	1.69	1.69	1.68	1.68	1.65	1.62	1.59	1.57	1.58	1.59	1.58	1.59	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.56	1.53	1.52	1.52	1.51	1.54	1.53	1.54	1.51	1.45	1.43	1.43	1.43	51			
愛知県	1.18	1.21	1.24	1.28	1.28	1.30	1.30	1.32	1.33	1.32	1.33	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.24	1.25	1.27	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.18	1.15	1.12	1.11	1.11	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.10	1.08	1.07	50		
三重県	1.27	1.30	1.34	1.38	1.38	1.37	1.36	1.41	1.41	1.42	1.42	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.34	1.36	1.36	1.35	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.31	1.31	1.30	1.27	1.26	1.25	1.26	1.27	1.29	1.32	1.35	1.32	1.28	50			
滋賀県	1.31	1.32	1.36	1.39	1.39	1.41	1.42	1.43	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.35	1.33	1.32	1.31	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.16	1.14	1.15	1.13	1.14	1.15	1.13	1.14	1.13	1.12	1.11	1.10	50		
京都府	1.12	1.12	1.14	1.16	1.17	1.20	1.20	1.21	1.22	1.24	1.25	1.26	1.25	1.23	1.21	1.22	1.23	1.22	1.22	1.19	1.17	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.18	1.18	1.22	1.24	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.29	1.29	1.28	50				
大阪府	1.17	1.17	1.18	1.19	1.22	1.25	1.27	1.29	1.30	1.31	1.31	1.30	1.30	1.32	1.32	1.32	1.32	1.30	1.31	1.29	1.28	1.25	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.20	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.23	1.23	1.23	1.21	1.21	50				
兵庫県	0.93	0.95	0.96	0.98</																																							

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

2024年度
最賃引上げ率

	2023年												2024年												2025年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%					
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%					
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%					
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%						
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%						
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%						
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%						
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%						
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%						
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%						
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%						
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.9%	0.9%	0.8%	1.1%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.6%	1.6%	2.6%	2.8%	1.8%					
千葉県	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%						
東京都	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%						
神奈川県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%						
新潟県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%						
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%						
石川県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%						
福井県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%						
山梨県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%						
長野県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%						
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%						
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%					
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%						
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%						
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%						
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%						
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%						
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.3%						
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%						
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%						
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%						
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%						
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%						
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%						
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%						
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.6%	-0.3%	0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.8%						
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%						
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-2.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%						
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%-																										

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計



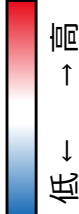
雇用保険事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

2023年												2024年												2025年												2024年1-7月累計					
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月												
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%												
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.9%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%											
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.7%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%											
岩手県	6.7%	113.3%	-16.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	-3.4%	-33.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.9%	-0.1%	-3.9%	34.4%											
宮城県	0.2%	31.9%	-47.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	-37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-3.7%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-14.1%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%											
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%											
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	4.0%	7.5%											
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.3%	46.3%	-0.8%	9.8%	3.6%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-23.3%	-4.3%	7.7%	-1.9%	-23.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%											
栃木県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%											
群馬県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%											
埼玉県	-85.0%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.5%	-10.3%	9.3%	0.2%	49.7%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%											
千葉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-17.2%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%											
東京都	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.8%	7.1%	-9.1%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%											
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%											
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	2.3%	27.1%											
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	2.4%	29.7%	54											
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	50										
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	-11.2%	-21.5%	-5.2%	13.7%	-19.2%	-35.9%	-10.9%	17.0%	-14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	33.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	51										
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-48.9%	-2.2%	-6.3%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	53										
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	50										
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	50										
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-13.9%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	62%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	51										
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-151.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	50										
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.7%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	50										
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-3.9%	33.1%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	50										
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.4%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	50										
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	199.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	50										
大阪府	24.4%	23.0%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	50										
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-16.0%	-40.5%	-5.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	51									
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.6%	40.9%	16.2%	-40.5%	-23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	50										
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-3.7%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	51									
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-23.5%	79.0%	8.2%	-7.9%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-39.9%	10.4%	10.5%	17.8%	57										
徳島県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.8%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-32.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	58										
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	47.3%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.9%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	50										
広島県	-19.8%	-12.1%	25.0%	9.8%	100.7%	-33.7%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	7.0%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	50										
山口県	-38.2%	-17.2%	54.6%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-33.3%	-4.7%	9.6%	100.8%	20.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	47.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	51										
徳島県	16.3%	-25.2%	21.1%	-27.9%	-22.7%	63.6%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	-43.3%	49.1%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-37.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	84										
香川県	81.1%	73.3%	15.4%	19.3%	-27.9%	75.9%	-4.8%	21.9%	-18.7%	58.2%	12.9%	0.7%	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	52										
愛媛県	42.0%	1.0%	-3.5%	20.4%	8.3%	42.5%	17.9%	-3.4%	23.1%	-41.6%	-1.4%	1.4%	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	59										
高知県	5.0%	-15.2%	-32.6%	24.2%	52.6%	20.7%	-25.6%	54.0%	37.2%	-17.7%	-17.2%	-7.9%	-3.4%	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	6.8%	55									
福岡県	5.9%	13.9%	6.3%	-15.9%	1.2%	-13.6%	17.3%	-13.9%	11.0%	15.2%	1.5%	-3.4%	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	26.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	51										
佐賀県	-29.3%	26.0%	24.4%	-25.2%	25.8%	101.4%	43.0%	-52.3%	-13.7%	21.1%	2.9%	-9.4%	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	56										
長門県	-43.9%	-30.1%	5.1%	-2.3%	-35.8%	-40.9%	-40.2%	-18.8%	-6.7%	-17.8%	-13.7%	69.4%	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	-22.8%	-3.9%	38.5%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	13.1%	10.8%	-65.7%	37.1%	54									
熊本県	6.4%	28.9%	-2.4%	33.9%	39.4%	-10.4%	24.0%	50.8%	25.7%	15.3%	-14.2%	-9.0%	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	3.9%	38.5%	13.8%	-28.5																					

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

資格喪失者数うち事業主都合



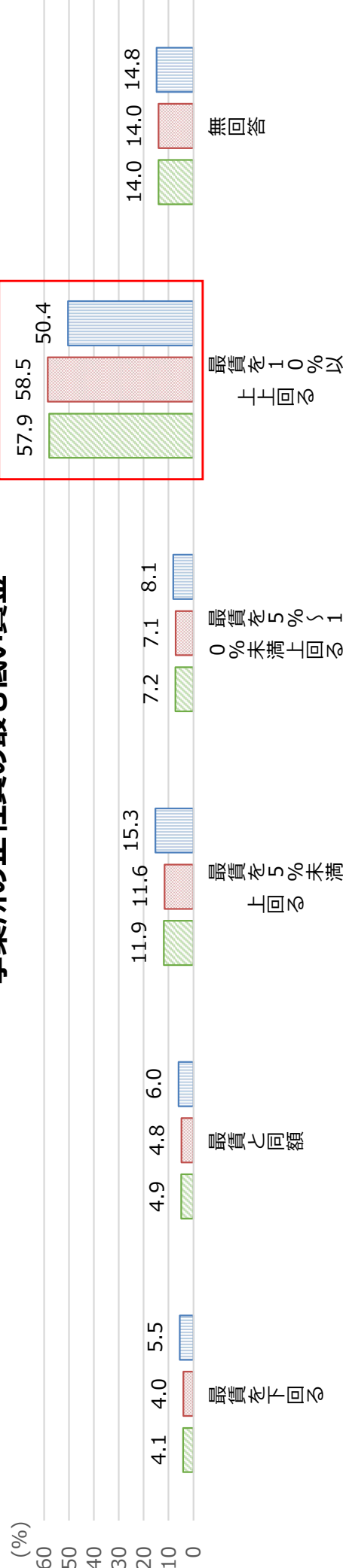
↑
↓

↑
低

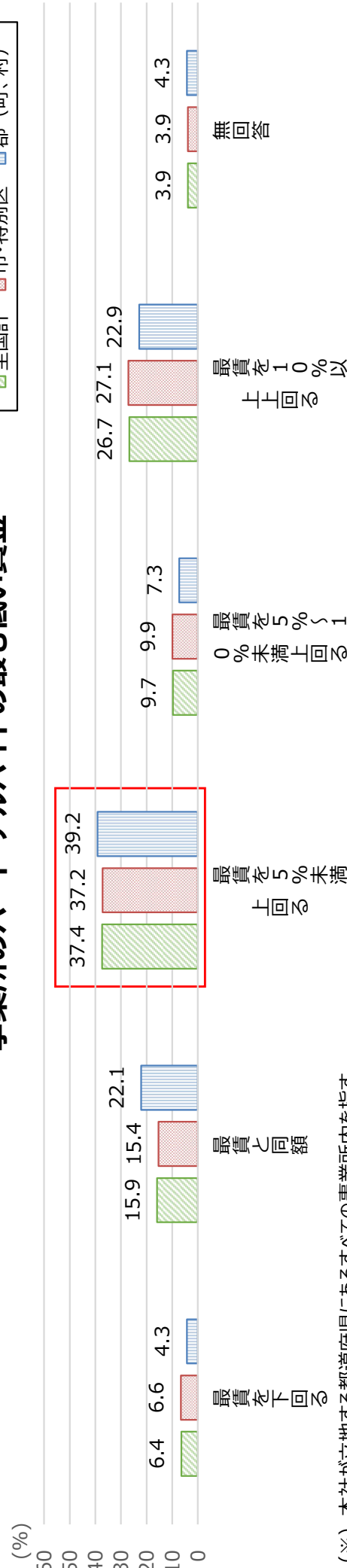
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注）集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

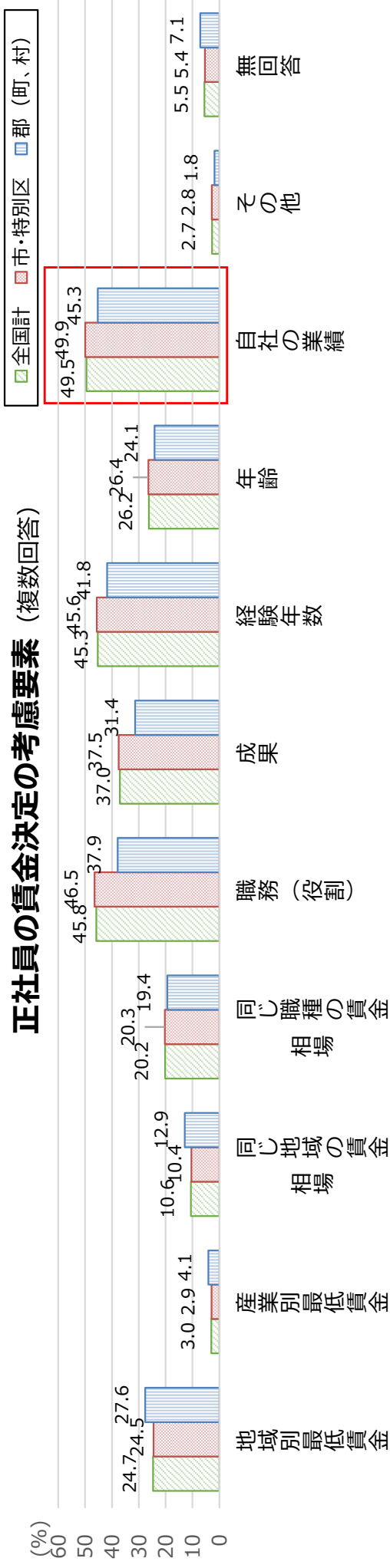
（主）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くとしている。

出所：JILPT「最低賃金の引き上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

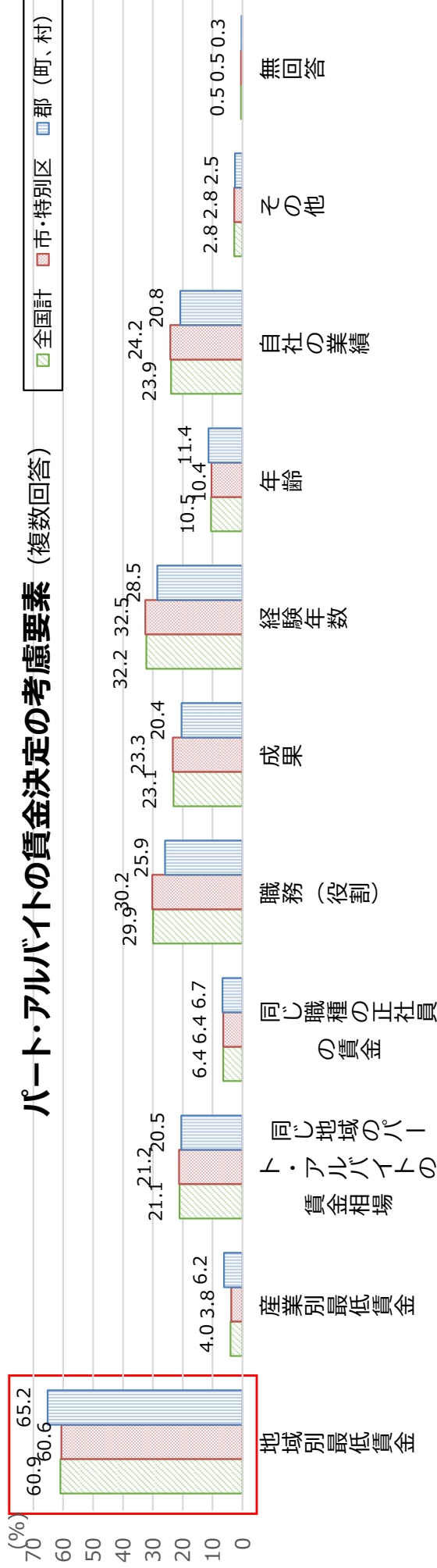
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



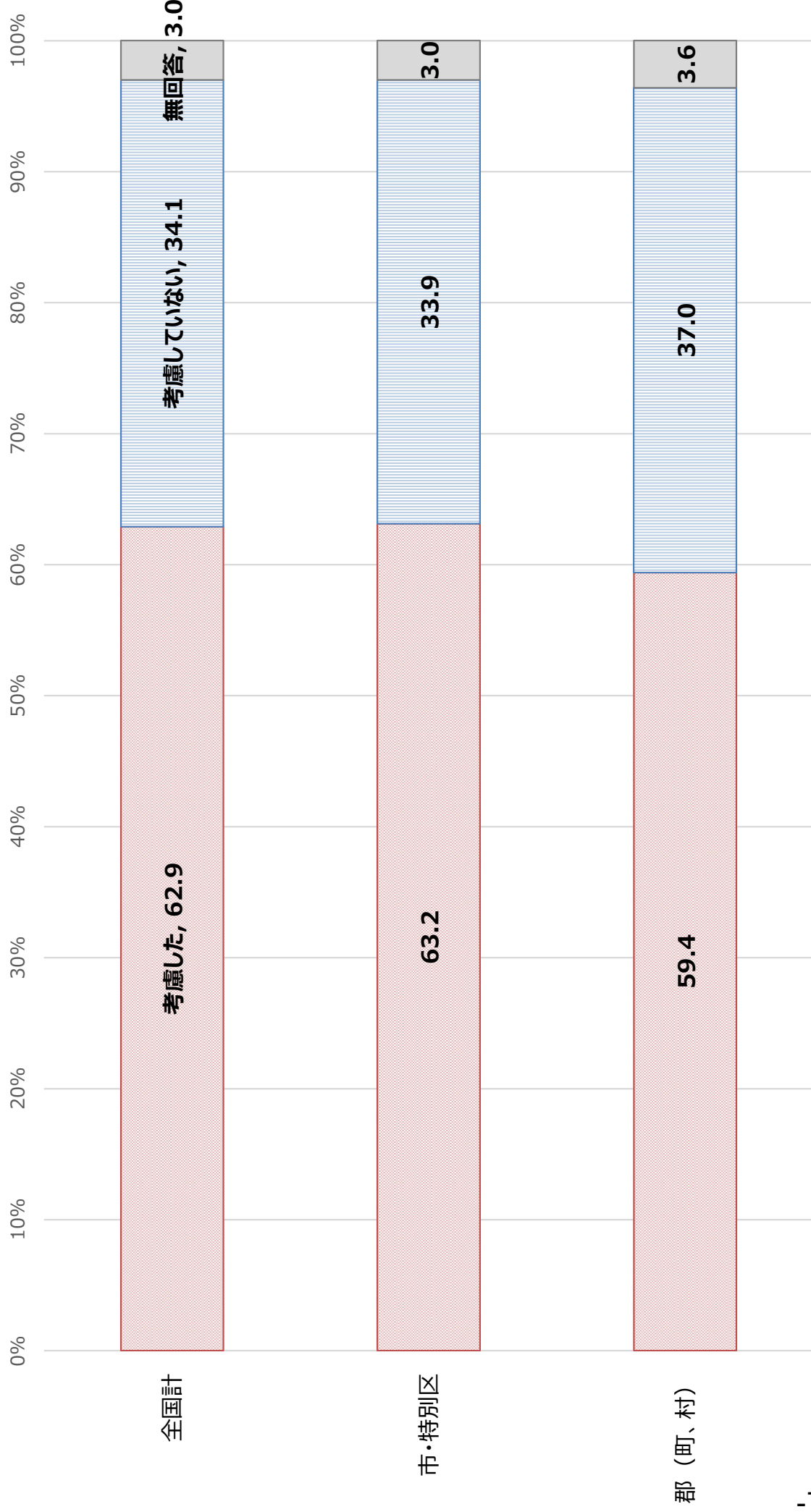
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。
出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

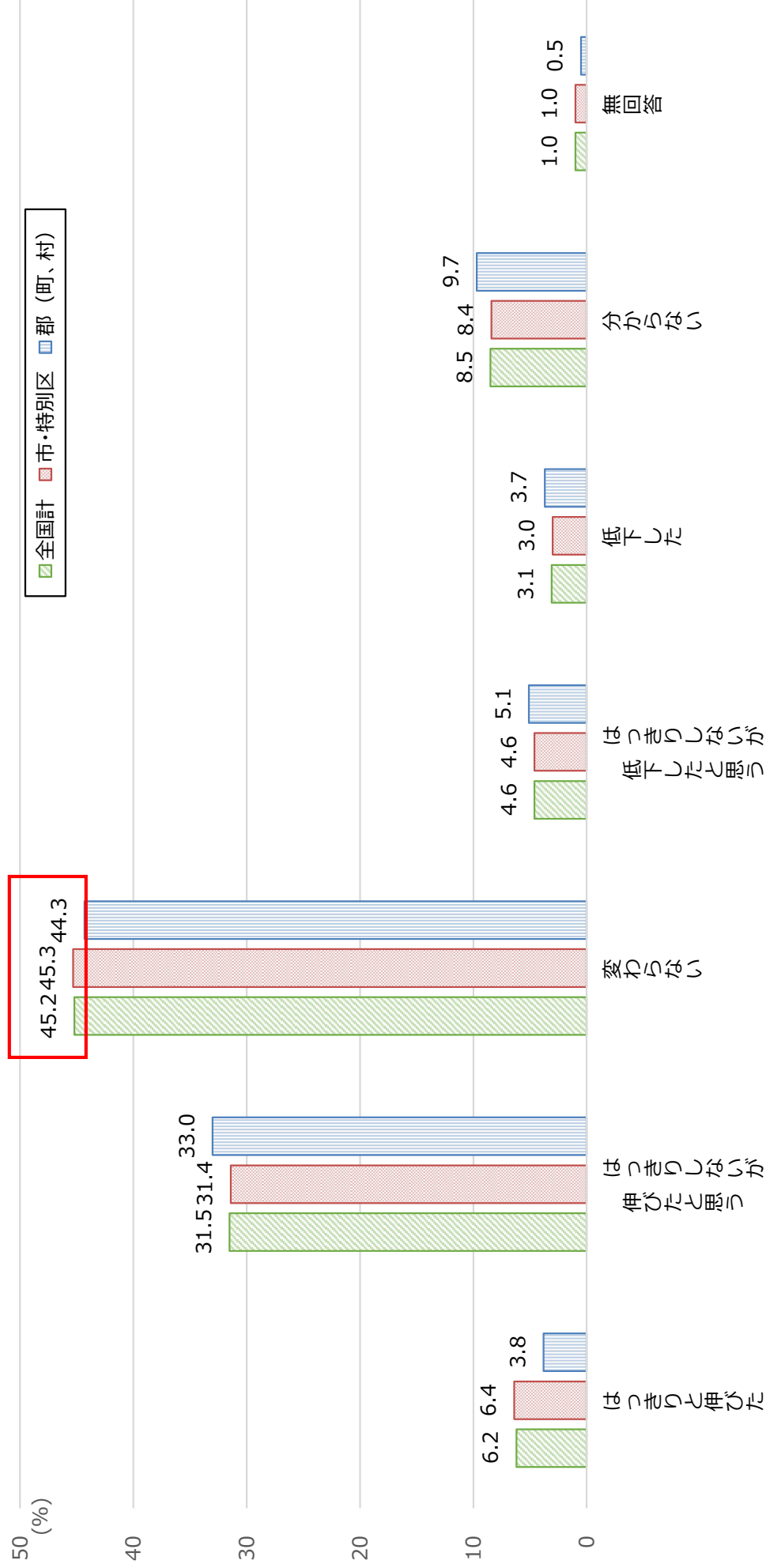
賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。



最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



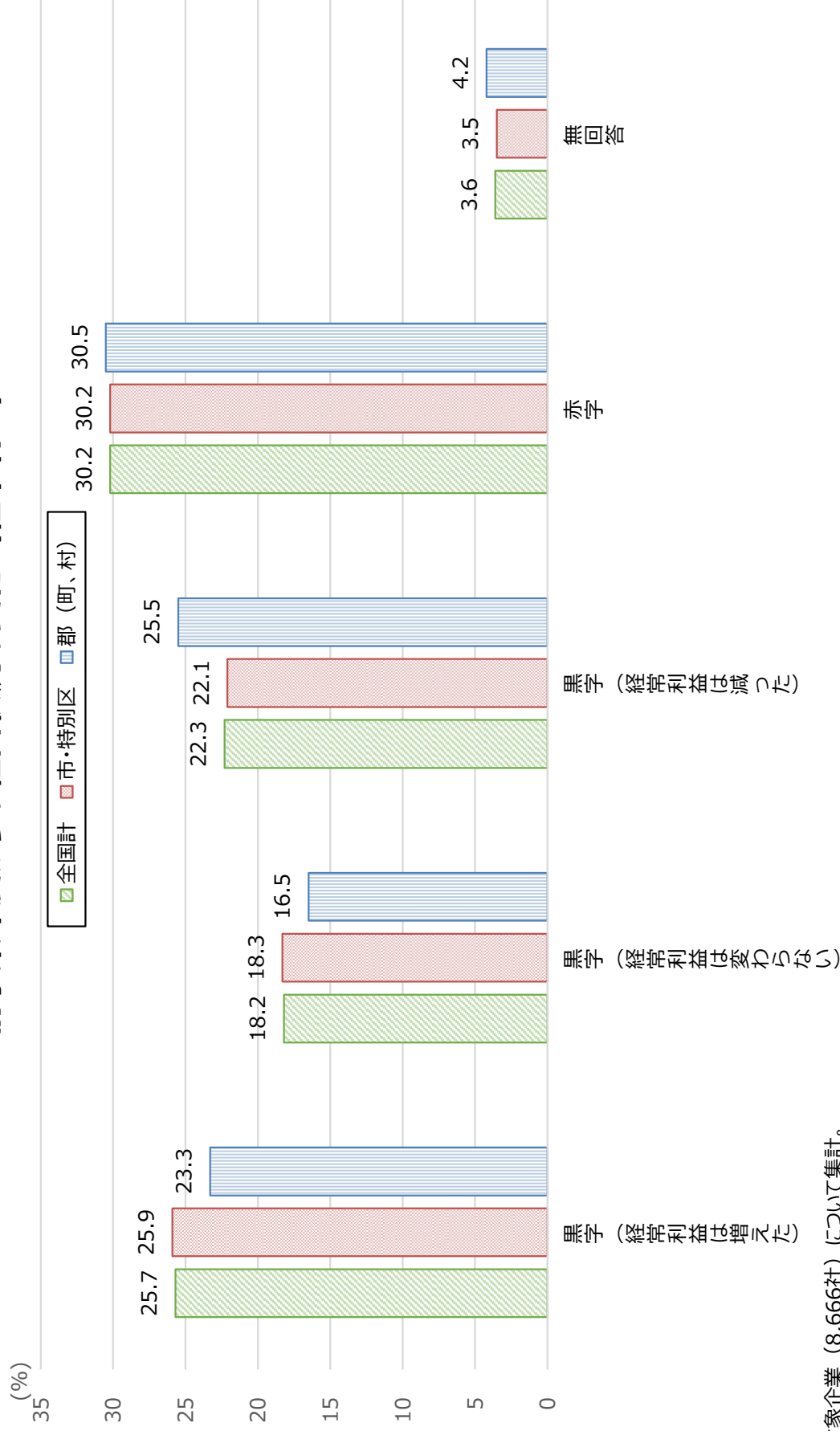
(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (2024年調査 : 3,990社) について集計。

出所 : JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。

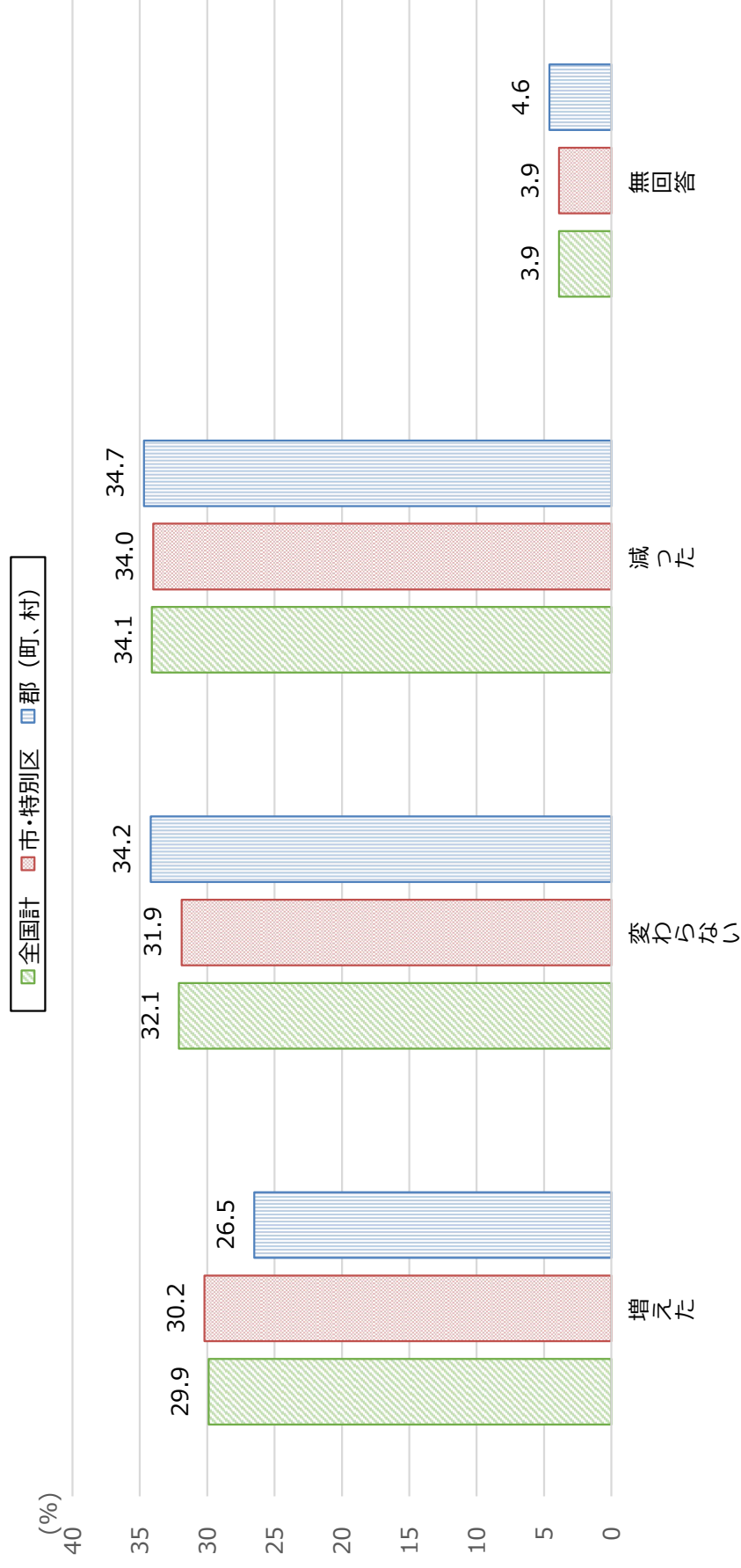
前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）



前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」「減った」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響



中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和7年8月4日

1 はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年を上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年是一个の通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。が、地域の自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げに伴

い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り返

られている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により 10 月 1 日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和 5 年全員協議会報告の 1（2）で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃

金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築すること

を要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)